

大和島庄石舞臺の巨石古墳

京都帝國大學文學部
考古學研究報告
第十四冊

大和島庄石舞臺の巨石古墳

濱 田 耕 作

第一章 序 説

第一節 調査以前の石舞臺



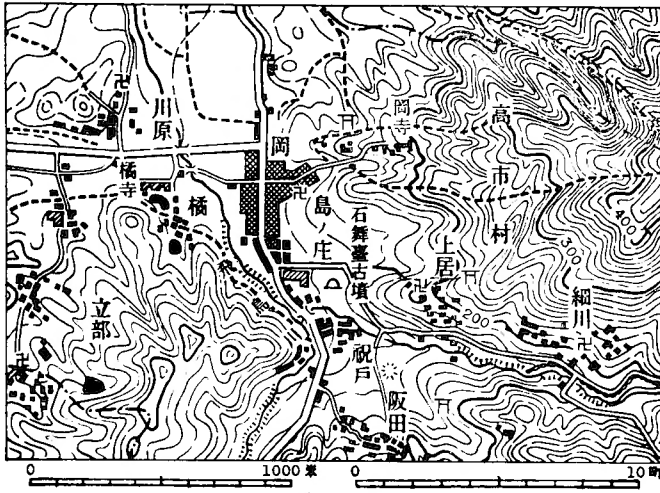
石舞臺古墳の所在地

大和の南部高市郡飛鳥の地方には其の村の名を負ふ西國第七番の札所岡寺(龍蓋寺)をはじめ、其の西方には橘寺の古刹や、川原寺、弘福寺などの殘址も殘つて居り、大和巡りの人々の必ずや足を印しなくてはならぬ處である。さて此の方面から更に多武峯に詣づるには、島庄にある小學校の前を左折して、緩かな坂路を東に山手にさしかゝらねばならぬが、途すがら右手に近く島中に、一群の巨石が累々として積み重なつてゐる奇觀に、誰人も眼を見張らされるであらう(圖第一)。これこそ我々が是から述べようとする島庄石舞臺古墳の地上に於ける殘骸である。

嘉永元年に出た曉鐘成(松川半山浦川公佐畫)の『西國三十三所名所圖會』には、島庄村の道の傍田圃の中にあり、則ち岡に下る道の左に見ゆる也。高凡二間許、周凡十間、大石を以て積

かさねしもの也傳云天武天皇を假に葬り奉りし古趾なりとぞとあり。甚だ不正確ながらも、石舞臺の累々たる巨石と之を打見る旅人の姿とを繪圖の上に現はしてゐる(第二)。

大和の古社寺を巡り舊蹟を訪ねる人は、誰でも早くから此の顯著なる古墳を實地に見たことであらうが、私自身は何時も其の機會を逸し、漸く數年前はじめて此地を訪ねることが



第一圖 島庄附近地形圖 (Fig. 1)

出來た。併し此の時の石舞臺も『西國三十三所名所圖會』の時とは、たゞ近年多武峯街道を少し南方に廣くつけ變へられた位のほか大した違ひはなかつたことと思はれる。否な更に其の以前室町時代にも、或はそれより前の時代にも、大體は今の姿とは變らぬ形で、長い間此の田圃の中に其の紫黒の色に染め上げた巨體を暴して居つたことであらう。そして多武峯に詣づる人々が、不思議さうに此の巨石の傍に近づいて、或は其の内に擴がつてゐる大きな空洞に驚き、或は其の石の上に攀ち登つては、優に十人も坐れる大きさに、これこそ眞に「石舞臺」と興じては、行厨をも開いたことであつたらう。

實際此の石舞臺の地上に残つてゐる有様は、疊四枚ばかりの平石と、其の南に稍々小さいが厚い大石を戴き、其の四方に十數箇の石が繞らされてゐる高二間半、周圍十數間に近い巨



第二圖 『西國三十三所名所圖會』所載石舞臺圖 (Fig. 2)

石の一群である。其の側石の隙間から覗くと、内部には長方形の大きな空洞があり、東北の隅の大きな孔からむぐり込むと、天井の高さは七八尺もある石室であつて、其の下半部が土砂に埋まつてゐることが分かり、南方の一巨石の下は小石で塞がれてゐるが、羨道が此處から續いてゐることも想像せられるのである。

小さな石室には間々其の例もあるけれども、斯くも大きな石室が、其の上に被つてゐる封土を全部喪つて、殆ど全裸體の姿となつて平野に暴露してゐることは、他にも餘り其の類を見ないことである。それ故石室の大きさは益々大きく感ぜられ、若しも此の内部に埋もつてゐる土砂を取り除いて、石室を清掃したならば、如何に素晴らしい構造が目前に出現するであらう、そして日本最大の石室にも擬す可きものとなるであらうとは、此の石舞臺古墳を見て感ぜぬ人はなかつたと思ふ。私も實際其の一人であつた。そして其の後此處を訪ねる機會のある毎に、殊には昭和九年の秋、清野博士と共に、英國の

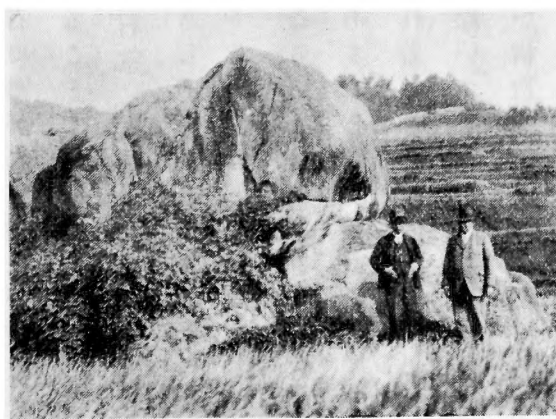
巨石記念物の研究者 エリオット・スミス (Elliott Smith)⁽²⁾ 翁を案内して、此の古墳を訪ねた時以來一層其の感を深くしたことである(第三)。

【註】(1) 文學博士喜田貞吉氏は此の石舞臺古墳に關し、從來最も詳細なる研究を試みられた方である。即ち『蘇我馬子桃園墓の推定—稀有の大石槨、島の庄の石舞臺の研究』と題し、『歴史地理』第十九卷第四號(明治四十五年)に、略測圖や寫眞などを掲げられてゐる。その中に、

「現今の如くドルメン狀をなせるは比較的近年の事にはあらざるか、延寶年間の著なる『和州舊跡考』には、淨御原宮の事を「細川村より四五町西なりと記して、掘其の次に「その近き所に石太屋とて陵あり」とあり、記事極めて簡單なれども石太屋の名は看過す可からず、今所謂石舞臺の名稱が此の石太屋の轉訛なる事は必末の疑を容れざる所なり、然らば石太屋とは如何なる義か、是れ又理由不詳なれども或は其の文の如く、太き石を以て作りたる屋と云ふ程の意味ならんも知る可からず」と云つてゐられるが、私は寧ろそれよりも以前に早く封土を失はれて、ドルメン狀となつたものと推測するのみならず、石太屋なる語も却つて石舞臺から訛したものである。併し此等の事は大した問題ではない。

(2) Sir (i) Elliott Smith 氏は一八七一年グラフトンに生れ、解剖學者としてまた先史人類學者として多くの業績を残し、特に近くはシナントロプスの研究にも關與し、北京周口店訪問の序を以て、昭和九年四月日本に來遊せられたのであつた。巨石文化に關する論文としては、The Evolution of the Rock-cut Tomb and the

Dolmen (Essays and Studies Presented to William Ridgeway on his Sixtieth Birthday, Cambridge, 1914) 等がある。私は二十餘年前英國に在りし日、エリオット・スミス博士より右の論文の抜刷を惠まれたことがある。それで此の石舞臺古墳の研究が完



第三圖 石舞臺前のエリオット・スミス翁 (Fig. 3)

ひ出となつた。茲に深甚なる弔意を表する。

成したならば、博士の高評をも得んものゝと期しゐたのに、博士は本年一月一日遂に六十歳を以て長逝せられ、今はたゞ私に取つて悲しい思

第二節 調査發掘の事業

調査計畫
と其の援
助

石舞臺の石室を清掃して見たいと云ふ考へは、此の古墳を訪ねる人が誰でも抱く所であるが、さて此の事の實現は、費用と勞力との點から、而かく容易に期せらる可くもなかつた。殊に早くから暴露して封土を全く失つた此の古墳の如きものに於いて、内部を清掃したからとて、目星しい遺物の出る筈もなく、たゞ其の興味は繋つて、石室の構造を顯現すると云ふ純學術的意義に存するのみであるから、其の實行は愈々以て困難を加へるのみであつた。併しながら、私は如何にもして之を實現し度いと思ひ、先づ末永雅雄君に囑して、大體土工の分量と事業の計畫を見積り、遂に昭和七年奈良縣の史蹟調査會に其の案を提出して、好意ある考慮を得るに至つたのであるが、恰も此の年から其の事業を實施するに至つた日本學術振興會に向つて、其の費用の援助を申請した處、學術常置委員會第二部の瀧委員長をはじめ、委員諸君の同情ある考慮を得て、遂に昭和八年度後半期に於いて、金一千圓を下附せられることゝなつたので、茲に年來の希望たる石舞臺古墳調査の事業を實現し得るに至つたことは、洵に私一人の喜ではないのである。

第一期の
調査

石舞臺古墳の調査は、右に述べた如く、奈良縣史蹟調査會と我が京都帝國大學文學部考古學教室の共同事業であるが、幸ひ私はじめ考古學教室の人々の多數が、同時に奈良縣史蹟調査會の委員、若しくは囑托であるが爲め、凡てが頗る圓滑に進行することを得た。即ち私自身は此の調査事業を總括してゐるのであるが、現場の主任は之を教室の囑托であり、奈良縣

史蹟調査委員末永雅雄君に囑し、なほ之を助ける爲めに、大學院學生禰津正志君を派し、また當時教室の副手であり、調査會の臨時囑托であつた齋藤忠君にも臨機援助を依頼し、末永君等は石舞臺古墳の西方十町ばかりにある橘寺住職辻岡良盛師の好意に由つて、橘寺に宿泊



第四圖 石舞臺發掘前佛式慰靈祭 (Fig. 4)

し其處に本據を置いて、調査に従事することゝなつたが、同君は奈良縣廳や京都帝國大學へ時々往復する外、毎日定時京都なる濱田宅と電話を以て聯絡を取ることもなつた。なほ奈良縣に於いては、技師岸熊吉君は調査萬端に就き援助せられた外、事務上に關しては社寺課の汀定雄君、津田辰三君が幹旋せられ、大學に於いては助教梅原末治君は屢々實地に臨み指導を吝まれなかつた。斯くて昭和八年十一月五日佛式に依る慰靈祭を行ひ(第四圖)、翌日から發掘調査に従事し、天候其他の事情による若干日の休業を除き、約一ヶ月の日子を経て、同年十二月五日を以て、奈良縣側に依頼せる精密なる實測の外、石室内部の清掃調査を完了し、一先づ事業を終結した。是が第一期の調査事業である。

第一期の調査に於いて、我々は石舞臺古墳の石室を主として調査し、之を完結したのであるが、其の間自から古墳の封土や外部の構築に關しても若干接觸する所があつた。殊に後

今後の處
置計畫

述の如く事業終了の直前石室東部に於いて貼石列の埋藏することを發見したので、石室其物よりも或る意味に於いては、一層學術上重要な價值を有する此の外部構築の研究は我々に向つて示唆せられた儘残ることゝなつたのである。それ故我々は之を石舞臺古墳調査の殘務整理事業として、昭和十年度に於いて遂行するの必要を痛感し、主として奈良縣から費用を仰いで、昭和十年四月初より之に着手したのであつた。此の際に於ける現場の主任はやはり末永雅雄君であり、瀬津正志君の援助を煩はしたことも亦た以前の通りであるが、なほ小林行雄君等の助力をも得た。然るに此の殘務の整理は貼石を追求して行くに従ひ、益々大仕掛となり、遂には豫期しなかつた外堤と周塹の貼石をも發見するに至り、其の工事は六月に入つて漸く大體を復原するに足る程度に到達し得たので、茲に七月一日を以て、其の事業を結了することにした。之を第二期の調査とする。

以上二期の調査に由つて、我々は石舞臺古墳の石室と外部の構築に關する大體の知識を得るに於いて、略ぼ遺憾はないのであるが、なほ封土外堤周塹各部に於ける貼石の顯現しない處が少くなく、調査と保存の完璧を期する上に於いて、更に發掘整理を繼續するに若くはないことは言ふを須るない。そこで之に關しては昭和十一年五月文部省史蹟名勝天然紀念物調査會の荻野伸三郎、黑板勝美兩氏は、石舞臺の實地に臨み、梅原末治、末永雅雄兩君と共に、高市村々長、奈良縣當局等と協議を重ねられ、或は更に第三期の調査事業をも行はれんとするに至つたのは、昭和十一年十一月石舞臺古墳が文部大臣より史蹟として指定せられたことと共に、私達の最も本懐とする所である。併しながら、石舞臺古墳の研究は前に舉げた

二期の調査に由つて其の大體を希及し得るものがあるから、本報告は主として此等の調査に本づいて起草することにしたのである。以下私は之に由つて石舞臺古墳の石室の構造から始め其の羨道排水設備に及び次いで封土外形から外堤周隍の考察に進み、最後に古墳全體を復原し、其の被葬者と時代等の問題に到らんとするのであるが、私共は此の石舞臺古墳の調査に方つて、日本學術振興會及び奈良縣當局の外、高市村々長脇本熊次郎氏はじめ村役場吏員諸氏、橘寺住職辻岡良盛師、大阪軌道會社荒井和臣氏等、其他各方面よりの好意と、第一期調査に際しては大阪毎日新聞社、第二期のそれに際しては大阪朝日新聞社が、特に飛行機に由る航空寫眞を撮影して、之を我々に提供せられたことに向つて、深甚なる感謝の意を表する次第である。⁽¹⁾

【註】(1)石舞臺古墳の發掘に關しては、其の調査事業繼續中、大阪毎日新聞、大阪朝日新聞等の新聞紙に報道せられたる記事が少くないが、なほ彌津、末永の兩氏及濱田の發表したものに左の諸篇がある。

末永雅雄君「石舞臺を掘る」(『考古學』昭和十年六月號)

末永雅雄君「石舞臺古墳の調査」(『大和志』昭和十年八月號)

彌津正志君「石舞臺を掘る」(『ドルメン』昭和九年一月、二月號)

彌津正志君「再び石舞臺を掘る」(『ドルメン』昭和十年六月號)

彌津正志君「石舞臺古墳の發掘を語る」(『歴史教育』昭和十年八月、九月號)

濱田耕作「我國最大巨石墳墓の發掘」(『科學知識』昭和九年二月號)

濱田耕作「大和島ノ庄石舞臺古墳の第二回調査に就いて」(『考古學雜誌』昭和十年八月號)



第二章 古墳石室の構築

石舞臺古墳は已に述べた如く、其の外部の構築は封土と共に、一切地上から消失して、たゞ曾て封土の中に埋もつて居つた内部の構築たる石室が、その巨大なる裸形を畠の中に横たへてゐるのみであるから、我々の關心は此の石室に集注せられ、後に述べるが如く、最も興味ある外部の構築は、漸く第二回の調査に由つて明かとなつたのである。それ故我々は其の記述に於いても、寧ろ普通の順序を逆にして、封土に關する事を後にし、先づ其の石室から、而かも清掃事業として、最も初めに着手せられた羨道の部分から述べることにする。

第一節 羨道

羨道の
微證

さて石舞臺古墳に於いて、石室の羨道が南方に導かれてゐることは、石室の構造からも容易に推察することが出来るが、空洞になつてゐる玄室南壁にある巨石の下は、其の大部分小石塊と泥土とを以て充塞せられてゐるに拘らず、其の上部に残された少許の隙間からも之を窺ひ知ることが出来た。(圖版第一六一)加之、地上に於いても、件の南壁巨石の南方約三十尺の間は、耕鋤せられてゐない芝地があり、且つ其の南端に一の平たい巨石が一段低く顔を出してゐたのを以ても證することが出来た。(圖版第七)それ故我々は此の芝地の下に、羨道が或は略ぼ完全

な状態を以て遺存してゐるかも知れないと云ふ豫想を以つて、先づ第一に此の部分の發掘を試みたのである。

羨道部の
状態

然るに發掘の結果は此の羨道部の天井石は少しも原狀のまゝに残つて居らず、或は喪失し、或は羨道内に落下して居り、之を移動し、又は引上げる爲めに意外の時日と勞力とを費さねばならぬことゝなつた。斯の如く其の古墳の羨道は、今日其の原狀の儘を窺ふことが出來ないのであるが、石室南壁の巨石から推察して、羨道の天井石も可成大きな石を並列してあつたとす可く、よし一步を譲つて、此の部分には比較的扁平な石材を使用してあつたとしても、天井石は少なくとも四五箇の巨石を並列して主要部を構成して居つたものと考へられた。然るに發掘の結果は羨道内に於いても、又附近に於いても、斯かる天井部の主材と思はれるものを殆んど發見せず、比較的小さな石材凡そ十箇許が、羨道内の隨處に落下してゐるのを見たのみである。

然らば此等羨道部の天井石は如何なる運命に遭つたものであらうか。恐らくは本古墳の封土が失はれた後最も取り易かつた此の部分の石は何時の間にか寺院や人家の建築の材料として盜み去られたものであらうと想像せられる。

羨道部の
構造

我々は斯くて羨道部を南方から、又上方から漸次に清掃し、輕便軌道を架設して、土砂を搬出しつゝ發掘を續け、遂に羨道の基底に達することが出來た。その結果羨道は全長三十八尺、幅北端に於いて七尺、南端に於いて稍々廣く約八尺、深さ北端に於いて八尺六寸あり、東側壁は四石、西側壁は五石から成つてゐることが明かとなつた。但し羨道の南端に於いては

現状に於いて東西兩壁稍々出入して、建造當初の南端入口を想定することが出来ないのを遺憾とするが、假に現在以上に若干延びて居つたとしても、其れは極く少許であつたと見る可きであらう。なほ南端に稍々不規則に配列して居つた大小三箇の石中最大のものは、或は戸口の部分を構成したものとも想察せられないではないが、他の二石は果して羨道の入口を閉塞するに使用したものか否か、之を詳にすることは出来ない。そして此等羨道部の石材は固より、石室の他の部分のそれと同じく花崗岩であるが、其の石室の巨石に比しては比較的小さく、特に厚味が少ない感があり、表面と側面とは若干加工してある。羨道の底部には小さい石塊を敷き組め、縦に中央に排水溝を設けてある。是は玄室内に於ける同様の設備と聯關してゐる事柄であるから、項を改めて後節に述べることにする。

第二節 玄室

玄室各壁
と天井

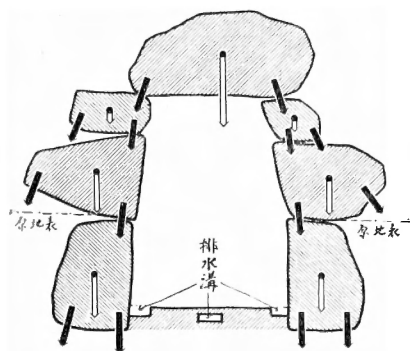
石室の主要部たる玄室は其の形狀普通の直方體で、往々見る様に其の上部の縮約した形を呈してゐない。奥壁は斯かる石室に屢々ある如き一枚石ではなく、二石から成り、下部三分の二を占めてゐる一石は今中央で地割れをして二塊となつてゐる。南壁は大きな羨道の口に續いてゐるのであるが、其の兩袖は即ち羨道最北端の石の側面である。

東西兩壁の下部はほゞ羨道側壁と同じ位の石を各三石宛並べてある。其の上部の構成は石の排列稍々不規則であるが、大體三段に積まれてゐる。即ち西壁は南邊に殆ど上部ま

石材の構
架法

で達する大石を置き、北邊は二石を斜に並べてあり、東壁は少々正しく前後各二石を二段に並べ、凡て此等各石の間隙には小形の石塊を挿入充塞してある。次に天井石は前後二石から成り、北石は少々大きく且つ平たく、長十六尺六寸、幅十六尺七寸、厚六尺三寸、南石は短きも厚く、長十二尺四寸、幅十二尺、厚八尺八寸、本古墳用材として最も巨大なるものであつて、推定約二萬貫(百七十五英噸)を前後する重量を有するものである。¹⁾

第五圖 石室中央部横斷圖 (Fig. 5)



以上玄室を構成する諸石材のうち、現在地表上に暴露してゐるものは、固より其の全形を窺ふことが出来るが、此等は殆ど皆な所現の表面に比して比較的奥行の深い使用法を示してゐる。たゞ最下部側壁の諸石は築造の際地面を穿つて樹てられたものらしく、背面は地中にあつて、其の全形を知ることが出来ないけれども、若干地表上から掘り試み、或は「ボーリング」を行つて、略ぼ其の形狀を推察することが出来た。その結果此等の石も可成の厚さを有するが、天井石ほどではなく、寧ろ奥行の少ない平石であるかの如く見える。之に反して東西壁中段の石は、其の奥行は小口の三倍にも近いことは頗る注意す可く、そして第三段の石は凡て少々小形である(第五圖)。此の構成法は思ふに上部天井の壓力を外方にリリースせしむ可き必要なる用意であつて、ゴチック建築などに於ける、側壁と相俟つて控壁(butress)或は飛控(fling buttress)の意味を有してゐる。斯の如き構築法は、他の古墳の石室に於いてもあるであらうが、我が石舞臺古

玄室と羨
道との連
絡部

墳の如く、裸形の石室に於いて始めて之を明かに認め得るのである。

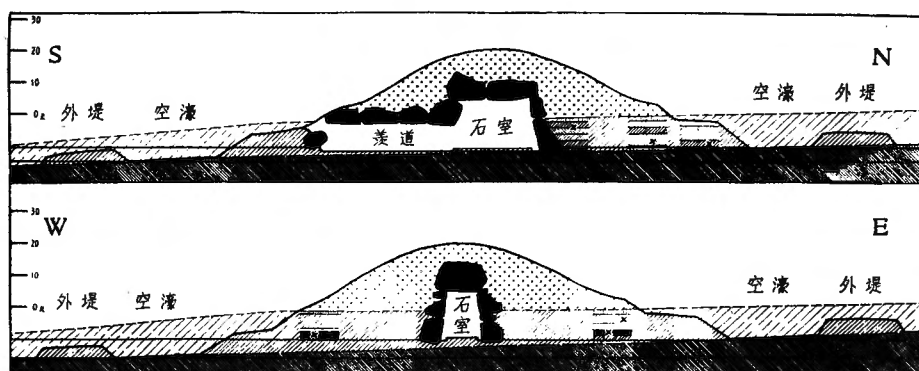
玄室の南壁即ち羨道の北端との連接部は、玄室の築成材料たる花崗岩とは別な石材である。竽大前後の小割石を以て、略ぼ其の全高に互つて二三尺の間を充塞してあつた。是は多分建造當初のものではなく、後世何等かの目的を以て、羨道部と區劃しようとしたものであらうが、斯の如く略ぼ同大の小石のみを使用してゐることは、とにかく其れが或る一の時期若しくは同じ動機を以て繼續せられて出來たものに違ひない。

石舞臺玄
室の全貌

玄室の下方埋没部は、大小の石塊粘土と共に充實し、發掘するに従ひ溜水多く、作業に困難を覺えたが、内部には或る人々が想像して居つた如く、石棺等の遺物は遂に全く之を發見せず、たゞ隨處に土器破片、錢貨等が挟在してゐただけであつた。かくて發掘の總結果に於いて、玄室の高さは中心に於いて遂に十六尺、排水道下底迄を測り、底部は北側十八尺九寸、南側十一尺四寸、東側二十五尺二寸、西側二十五尺四寸あり、即ち南方に心持ち廣い長直方形の「プラン」を具へ横斷縱斷共に殆ど縮約を見ない形を呈してゐる事が明かとなつた。我々は此の清掃せられた巨大なる石室内に入り、高く打仰ぐ天井の下に空しく、反響する聲音を聞きつつ、其の宏壯なる構築に眺め入つたのは、秋も老いて初冬に入つた十一月の終りであつた。

古墳所在
地の原地
形

石室の記述を終るに際して、我々は之が果して平坦なる自然の地平上に、築造せられたものであるか否かをなほ詳しく考察しなければならぬ。普通の場合には石室最下列の側石は、原地表を掘り穿つて之を立て、其の上に第二列以上の石を載せたと思はれるのであるが、我が石舞臺古墳の場合に於いて、我々は石室の北、東、西三方を深く掘り穿つて、其の地質を調べ



第六圖 石舞臺古墳東西南北断面想像圖 (Fig. 6)

た處北方、石室に接した地點に於いては、深さ七尺の處まで土壤であつて、うちに祝部土器の破片などを藏し、其の下部に三尺許の赤黒い土壤あり、次に現地表より十尺の深さに於いて自然の砂利層に到達した。又た東方に於いても同様七八尺の深さに於いて、なほ木片、祝部土器片を混じ、以下なほ赤黒い土層があり、西方十數尺の地點に在つては、深さ六尺餘にして赤黒色の土層あり、その以下は泥土の如く、其の間木片、炭化木質などを見た事實から綜合すると、此の石舞臺古墳の所在地は、元來北から南にかけて又た東から西にかけて、現在見るより以上の稍々急なる傾斜地であり、赤黒色の土壤を戴いた砂利層が其の地山であつたと思はれる（第六圖）。それに僅かばかりの地ならしをなし、稍々平坦なる臺地を作り、其の上に穴を穿つて羨道・玄室・最下列の石を樹て、然る後追々と其の上に石を積んだものであらう。是は現在附近の地形を観察すれば容易に之を想像することが出来る。

- 【註】(1) ガウランド氏は、大和妙法寺山の古墳石室に於いて長二十尺、幅十二尺、厚七尺、重量約八十噸と想定せられるものを以て、氏の見たる日本古墳の最大の石室用材としてゐる（Cowland, Dolmes and Burial-mounds of Japan, 1897）。
- (2) 此の黒土層及び炭化木片などが、此の層位にあることは、其の原因不明である。或は一度洪水等に流されたものが沈澱したのであらうか。

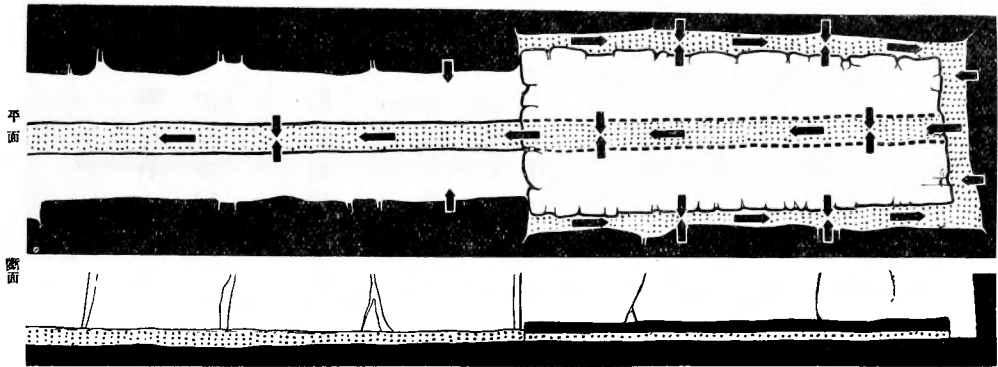
第三節 排水施設

古墳に於ける排水設備の必要

元來古墳の石室に於いては、換氣のことは其の必要を認めないが、排水のことは棺襯の保存上からは固より、築造工事の過程に於いて、最も緊要なることは、我々が本古墳の清掃發掘中に於いても、痛切に經驗し得た所である。從來我國の横穴古墳の玄室内等に於いては、例へば肥後石貫や加賀法皇山の横穴のそれに於けるが如く、此の排水設備の存することを明にしたことはあるが、高塚古墳の石室に於いては、未だ曾て其の完備せる施設を知る機會がなかつた。然るに這回石舞臺古墳に於いて、此の排水施設が單り石室の玄室内のみならず、なほ羨道に連續して、頗る周到なる注意を以て行はれてゐることを知り得たのは、我々の喜びとする所である。思ふに通常の場合高塚古墳に在つては、封土の外部から浸入する雨水等は、自然に地下へ吸收せられてしまふのであるが、横穴の如き比較的堅い岩床に作られたものに於いては、其の事が無いので、特に之を設ける必要があり、底面に全體の傾斜を設け、また排水孔を穿つ必要があつたのであらう。そして石舞臺古墳の場合に於いては、其の所在の地質が花崗岩の崩壞によつて出來た粘土層である爲め、溜水は容易に地中に吸收せられず、久しきに亘つて停溜するので、特に此の排水の施設を痛感して、其の建造工事中から計畫せられたものかと思はれる。

石室底面の傾斜

此の排水施設には二つの計畫が行はれてゐる。其の一は即ち石室底面全體の傾斜である。元來石舞臺古墳の設計せられた地形は、今日から想像すると、東から西にかけ約二度北

玄室及羨
道の排水
渠

第七圖 石舞臺石室及羨道排水施設 (Fig. 7)

から南にかけて約一度半の自然の傾斜を有する處である。それで南方に羨道を開口する本古墳の石室は東西の傾斜は之を匡正し、南北の傾斜を其の儘利用して、石室の北端から羨道の南端にかけて、約一、二度の傾斜を保存し、流下に便にしてゐる(圖第六)。

第二は水路の計畫である。石室の玄室は其の底部に大きな割石を以て、高さ約一尺の石床を設けてあるが、其の周圍玄室の石壁に接して、幅一尺乃至一尺三寸、深八寸許の溝渠が東西北の三側を繞り、北には拳大の小石塊を埋めて、石壁や床面からの溜水を誘導することにしてあるのみならず、南北に亙りて中央にも床下約五寸の處に同様の小石をつめた幅一尺四寸、深五寸の暗渠的の設備が作られあつて、石室内に溜つた水は主として此の暗渠を通じて南方に流れ、羨道中央に行く様にしてある。そして羨道の中央にも亦た北より南に亙つて、同様の排水溝が今度は開渠となつて走つてゐる(圖第七)。

但し羨道の南端より以外の構造は何うなつて居つたか、それは此の部分が原狀を失つて居たので、之を知ることが出来ない。以上我々は石舞臺古墳の石室の調査に由つて、其の平面は長

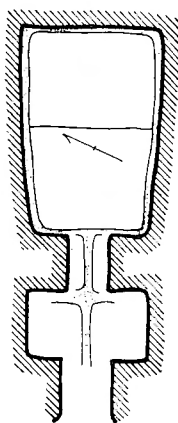
約二十五尺、幅約十一尺の長方形を具へ、天井の高さ十六尺を測る巨大なもので、之に幅約七尺、長三十八尺の羨道を南方に附せられたものであることが分かり、而かも玄室の周囲から羨道の中央に、排水溝の設備を有するものである珍しい事實が明かとなつたのみならず、特に玄室の天井部に於いて、巨石築成法が遺憾なく發揮せられてゐることを知り得たのである。

【註】(1) 肥後國玉名郡石貫村横穴群に於ける排水溝に就きては、京都帝國大學文科大學考古學研究報告第一冊『肥後に於ける裝飾古墳』を見よ。又た加賀國江沼郡勅使村法皇山横穴のそれに、玄室の周囲及通路等の中央に明かに存在するものがあり、石舞臺古墳と比較す可きである（上田三平、加賀、能登の遺跡、『石川縣史蹟名勝調査報告』第一輯、昭和九年四月發見の攝津阿武山古墳にも一種の同様な設備があつた（梅原、攝津阿武山古墳古墓調査報告、『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告』第七輯）。

なほ朝鮮忠南公州の百濟古墳や平南樂浪の古墳の如きにも其の著例があるのを參考す可きである。（輕部慈恩氏編『公州宋山里

第六號墳百濟王陵寫真集』及『古墳調査概報』（樂浪古墳昭和八年度）

第八圖 加賀法皇山第二號横穴平面圖

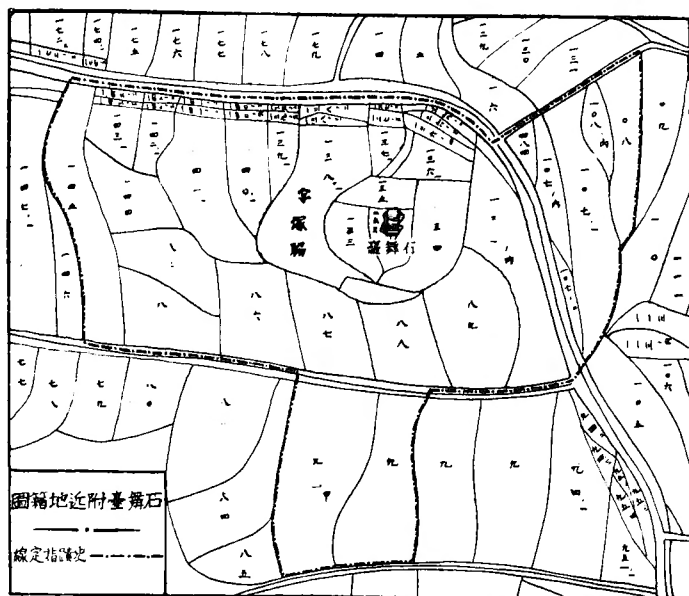


(Fig. 8)

第二章 古墳外部の構築

封土形式
の諸説

石舞臺古墳の封土は、殆ど全部即ち羨道の天井部の線Ⅱ現在の畠地面Ⅱ以上を失つてゐるから、全く高塚 (tumulus) の面影を止めない。



第九圖 石舞臺附近地籍圖 (Fig. 9)

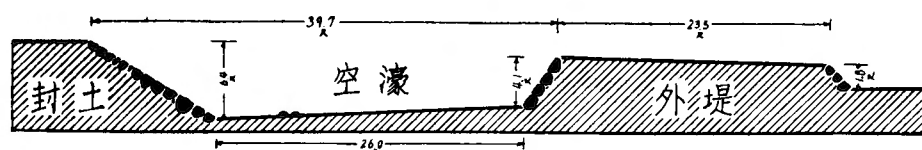
か、或はまた前方後圓墳であるかを定めることが出来ない、他の同種石室古墳など、比較類推して、一應は圓塚と考へるのを穩當とす可きであるが、一方航空寫眞の一に由る「サヂュスシヨン」では、前方後圓墳説に多少傾かしめるものもないではなかつた。(別圖第一圖)併し高市村役場にある地籍圖(第九圖)の示す所は、必しも之を支持せず、寧ろ圓墳説の方に傾かしむる位である。それは兎に角、我々は發掘に由つて何等かの徴跡を得んものと思ひ、第一回調査の際、石室の中心點より四方に約四十尺の距離を以て、其の附近を發掘したが、何等の證跡を得ず、其の結果は消極的であつた。斯くして第一回の調査は終了

に近づいたが當時私は現場に居らず京都から電話を以て、更に東方三間即ち石室の中心より約五十五尺の地點をも發掘し、なほ徵跡の有無を明かにせんことを求めた。既に發掘事業終了の前日であつたにも拘らず、末永君等は善く此の事に當られ、發掘の結果は意外にも地下二尺許にして、上部外方に傾斜せる貼石列に蓬着し(圖版第一三四一)、是は疑もなく封土外域の設備であることを知り得たのである。併し當時は僅に長六尺許を發掘したのみで、之を延長することが出來ずして仕事を終つた爲め、我々は之を以て寧ろ圓墳の弧周の一部であらうと考へた。併し此の貼石こそ實に東側下方部貼石の一部であつたことは、後に知り得た所である。處が他方第一回の調査に於いて、石室羨道の南方に接して、ゴロ石の平たく並列してゐるものが發見せられ、或は是は封土南側の設備が流動したものかとも想像せられたので、第二回の調査に於いて、此のゴロ石列は圓墳とすれば、如何なる圓弧を以て東側の貼石線と連續す可きかを追究せんと欲し、東方に掘り試みたのであつた。然るに此の塊石は掘るに従つて正東に延長せられ、羨道部から約八十五尺の處に於いて、直角に折れて北方に向ふことが明かとなり、茲に我々は此の古墳封土の下部は、始めて圓形に非ずして、方形の「プラン」を有することを知り、之よりして、容易に他の各邊と其の隅角を考定し、更には又偶然その北邊の測定を誤り發掘を試みた結果却つて外堤の貼石と周湟の存在を發見したのであつた。以下先づ此の下方部の貼石積に就いて敘述し、次いで周湟外堤等に説き及ぼう、

【註】

(1)本章は主として濱田「大和島ノ庄石舞臺」古墳第二回の調査に就いて、『考古學雜誌』第二十五卷第八號に記した處に據つた。

正方形の
封土下部



第十圖 石室東側封土空濠外堤断面圖 (Fig. 10)

第一節 封土下方部の遺構

本古墳封土の下部に於ける貼石の構築は、前述の如く先づ東側の一小部分から注意せられ、其後南側に於ける羨道部東方の一線と、東南隅の發見とにより、一邊約百七十尺を有する正方形ものなることを知り、之を基準として漸次東側東北隅角、西北隅角、西側等の要部を發掘して、之を確證することが出來たのである。今此等各部に於ける發掘の結果を記せば次の如くである。

〔東側〕は即ち此の下方部の貼石積を最初に發見した處であつて、第二回の調査に際しても、前回發掘の箇所を再び露出し、之を精査した。此の東側の貼石は石室の東邊から約七十尺、地表下約二尺の處から下部に存在し、貼石の傾斜は約三十度、其の面幅約十尺、人頭大或は其れ以上の花崗岩石塊を十數列一重に並べた丸石積或は玉石積(Boulder wall)をなしてゐる(第十一圖)。

この東側に於いては、其後南北兩隅角を明かに檢出し得たので、最初の小部分(圖版第三)長約十二尺と、其の北方約五十尺の部分(同點)とを檢出したのみで、全線に互つてトレースすることをしなかつた。

〔東南隅〕これは南側線を東方にトレースして發見した最初の隅角であることは前に述べた通りである。羨道の中央線から東方へ約八十五尺、直

角に屈折してゐる。其の構造頗る善く保存せられ、隅角の傾斜は約二十四度半、此の線に當る部分は特に大形の、且つ稜角ある石塊を擇んで使用してゐることは注意すべきであつて、(圖版第 二七)此の事は他の隅角に於いても亦た同じである。但し貼石の面幅は東南隅に於いては、僅に五六尺を遺すに過ぎなかつた。

〔南側〕羨道の東方約八十五尺、東南隅に至る全部及び羨道の西方約三分の一、即ち二十五尺許を残存し、これが這回の發掘に於いて全部露出せられたのであるから、見る人をして感嘆の聲を放たしむるに充分である。(圖版第 二五等)就中東南隅角を距る二十五尺位の處に於いては貼石の面幅十尺以上に及んでゐる。但し羨道の西方は遺存の程度が少ない。

〔西南隅〕附近は少しく發掘を試みたが、田圃の畦道を保存する必要上、遂に貼石の遺構を究めることを止めた。

〔東北隅〕東南隅角の檢出によつて、正方形の一邊の長さを知り得た我々は、次に其の北方百八十尺の地點に、北東隅角を檢出し得可き期待を抱いた。然るに此の地點は恰も多武峯街道の北邊に近接し、且つ地形稍々高い爲めに、發掘に困難を感じたのみならず、掘るに従ひ水が湧出し、作業は容易に捗らなかつたが、遂に豫期の如く此の地點に隅角部の貼石の歴然として完存することを發見して、其の推歩の謬らざるを喜ばしめた。其の構造東南のそれと同じく、其の保存も頗る良好である。(圖版第 三〇等)

〔北側〕は前述の如く多武峯街道と近接並行し、中央に於いて之を切つてゐるので、我々は之をトレースすることを止め、東北隅から西方百七十尺の地點に

〔西●北●隅〕の檢出に著手した。然るに此の地點を測定する際我々は多少正鵠を失して居つた爲め、誤つて稍々北方を發掘したので、豫期の深さに於いて貼石積を發見し得ず、大に焦慮したが、遂に少しく東南方恰も正確なる地點に於いて、完存せる西北隅角を發見したばかりでなく、此の誤りの爲め却つて偶然其の外方にある空湟と外堤の設備を有することを知り得たのは、意外の賜である。之に就いては次節改めて説くこととする。

〔西●側〕この部分は最後に發掘したのであるが、西側の略ぼ中央部、即ち西北隅から約八十五尺の地點に於いて貼石積を發見した。其の面幅約十四尺に及び、頗る整然たるものがあった（圖版第二三）。しかし底部からの湧水多く、基底は其の中に没してしまつた。なほ此の部分に於いて、封土上部の貼石の流下したものと覺しき石塊の多く檢出せられたことは後述の如くである。

第二節 空湟と外堤

空湟と外堤發見の端緒

本古墳下方部貼石積の外方に空湟があり、又其の外に周堤の存するかも知れないことは、東側及び南側下方部貼石檢出の際、既に用明天皇、推古天皇、天智天皇の御陵などの構造から考へて、末永君等の推測した處であつた。併し當時は未だ空湟や外堤の遺跡に逢著せず、之を確めることを得なかつたが、前節に述べた如く下方部西北隅檢出の際に、誤つて稍々北方を發掘した爲め、却つて此の外堤と空湟の構築を掘り當てたのは、洵に意外の幸福である。



空より觀たる石舞臺古墳(第二期調査) 大阪朝日新聞社寫眞

即ち

〔西北隅〕この部分に於いては、下方部西北隅角の基底から北方へ約十七尺を距て、下方部とは、別の稍々簡粗なる貼石(面幅約三四尺)が出現し、而かもそれが約五十度の角を以て内方に傾斜してゐることが分かつた。而かも此の貼石は下方部西北隅の西北約三十尺の處に於いて、南方に屈曲してゐることが知られたので、是は外堤の内側であらうと推測して、更に西北部を發掘し續け、遂に約三十五尺の處に於いて、外方に傾斜せる貼石の隅角を發見し、茲に始めて幅約二十餘尺の外堤の存在を確認し得たのである。

〔南側〕次に我々は南側に於いて、此の外堤の構築を明かにせんが爲め發掘を試みた處、下方部貼石から約三十尺の南方に於いて、長さ約百二十尺に亙る外堤内側及び其の東南隅角の貼石列を檢出し得たのみならず、外堤の上面約二十三尺の外方に外側の貼石の存することとをば、羨道の南方地點に於いて認むることを得た。但し其の他の部分に在つては、田地の區劃其他後世の切取などの爲め、此等の構築を檢出し得なかつた。

〔東側及北側〕東側に於いては、下方部貼石を發見した部分の東方に接して、小玉石を二列溝狀に竝べたもの數尺を發見したが、これは其の性質を充分明かにするを得なかつた。又東側中央部から少しく南方に於いて、外堤の内外側貼石少許を檢出し、湟幅は南側に比して稍々狭く、約二十五尺、外堤の底部幅約二十七尺なることを知り得た。次に北側に於いては、中央部から稍々西方に於いて、外堤内側の貼石少許を檢出したが、現在石竝び四列、面幅五尺を測ることを得た。なほ上部に二列の貼石のあつた痕跡を認めたから、面幅七尺を超える

部分があつたと思はれる。なほ此の部分に大きな平石の存するものを發見し(圖版第3九1)、之を調査したけれども此の石は果して當初から故意に此の場所に置かれたものであるか否かを明かにすることを得なかつた。又北側外堤の東北隅は地勢上丘陵の裾に入り込んでゐるので、或は當初から築造しなかつたかとも想像せられる。西側は已に西北隅角に於ける知見を得たのみならず、南方は地形の變動あり破壊せられてゐるので、一部の試掘に止めて、多く其の調査をしなかつた。

空堀外堤 要結

以上述べた如く、本古墳に於いては封土の基底は正方形を呈し、約三十度に傾斜したる裾部には人頭大前後の花崗岩丸石を十數列並列した貼石積をなし、其の外方には幅二十六尺の空堀——堀の底面傾斜してゐるので、水を湛えることは不可能であり、底部にも石積等の施設を認めない——を繞らし、更に其の外方に上面約二十三尺の外堤があつて、其の裾部内外にも封土外方部の如く貼石積を施してあつたことを明かにした。但し外堤の高さは底面から約四尺、從つて貼石積も外方裾部の略ぼ半ばに過ぎない。

第三節 封土上部の遺構と形狀

本古墳封土の基底は上述の如く、正方形であつたことは、其の貼石積の存在に由つて明確になつたが、さて封土の上部は如何なる形狀を具へて居つたか。やはり方形を繰返へした

別圖第三 (1) 石舞臺石室(四十分一)模型寫眞



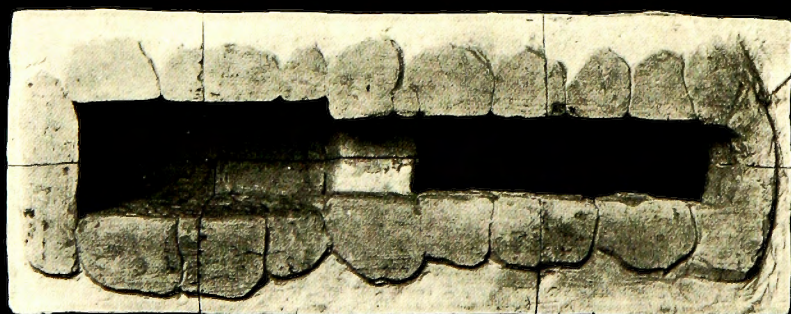
(A) 石室外部現状



(B) 石室及美道の一例を除去す



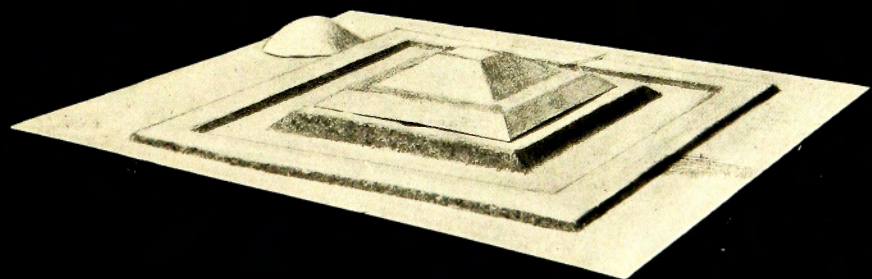
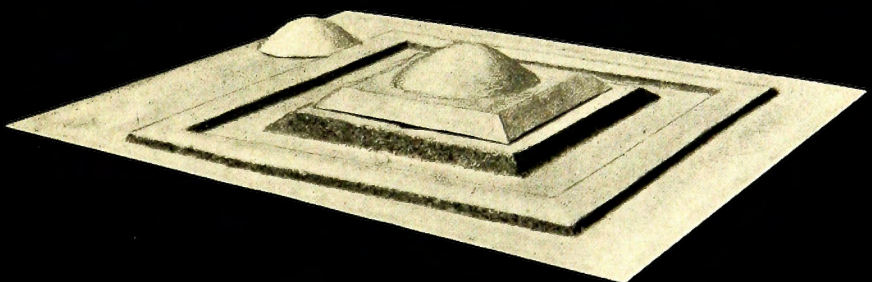
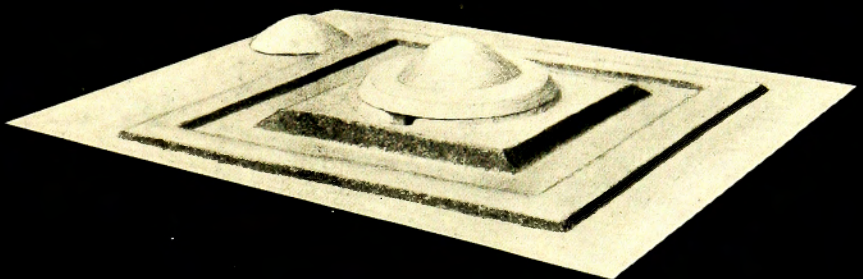
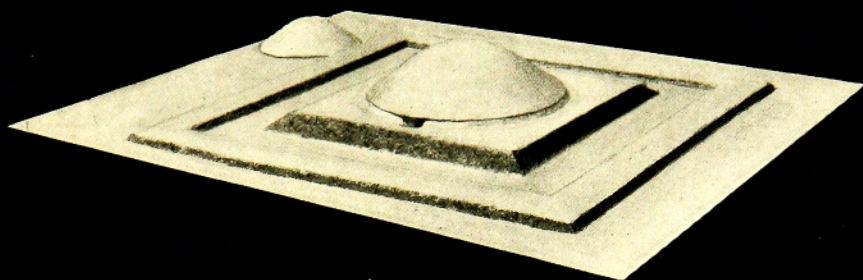
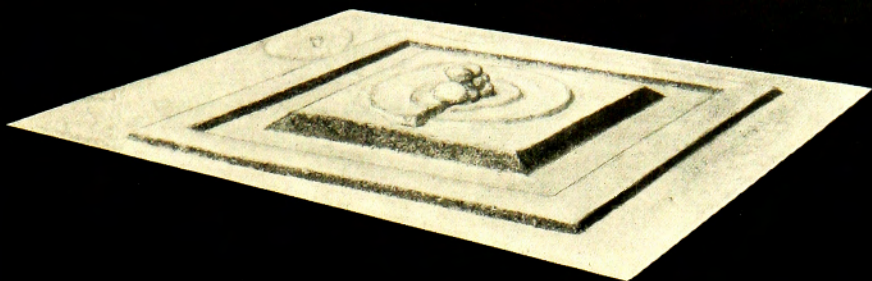
(C) 石室後部以外全部を除去す



(D) 石室美道を底部より見る

別圖第三 (2)

石舞臺古墳封土復原可能諸形式 (二百分) 模型寫真



封土除去

(A) 下方一成上圓一成

(B) 下方一成上圓二成

(C) 下方二成上圓一成

(D) 方形三成

推測し得
る封土の
諸形式

ものであつたか、或はまた圓形であつたか、又それらは單純なる方形或は圓形であつたか、或は壇成であつたか。是等は次に追求しなければならぬ問題である。併しながら、既に石室の石材が全部暴露して、少しの封土をも残存しない本古墳に於いては、此の封土上の設備の大部分は破却消滅せられたものとする外はなく、従つて調査の結果に對しては、初めより多くの期待をかけ得ないものがあつたのは致し方もない。

封土上部
の形式

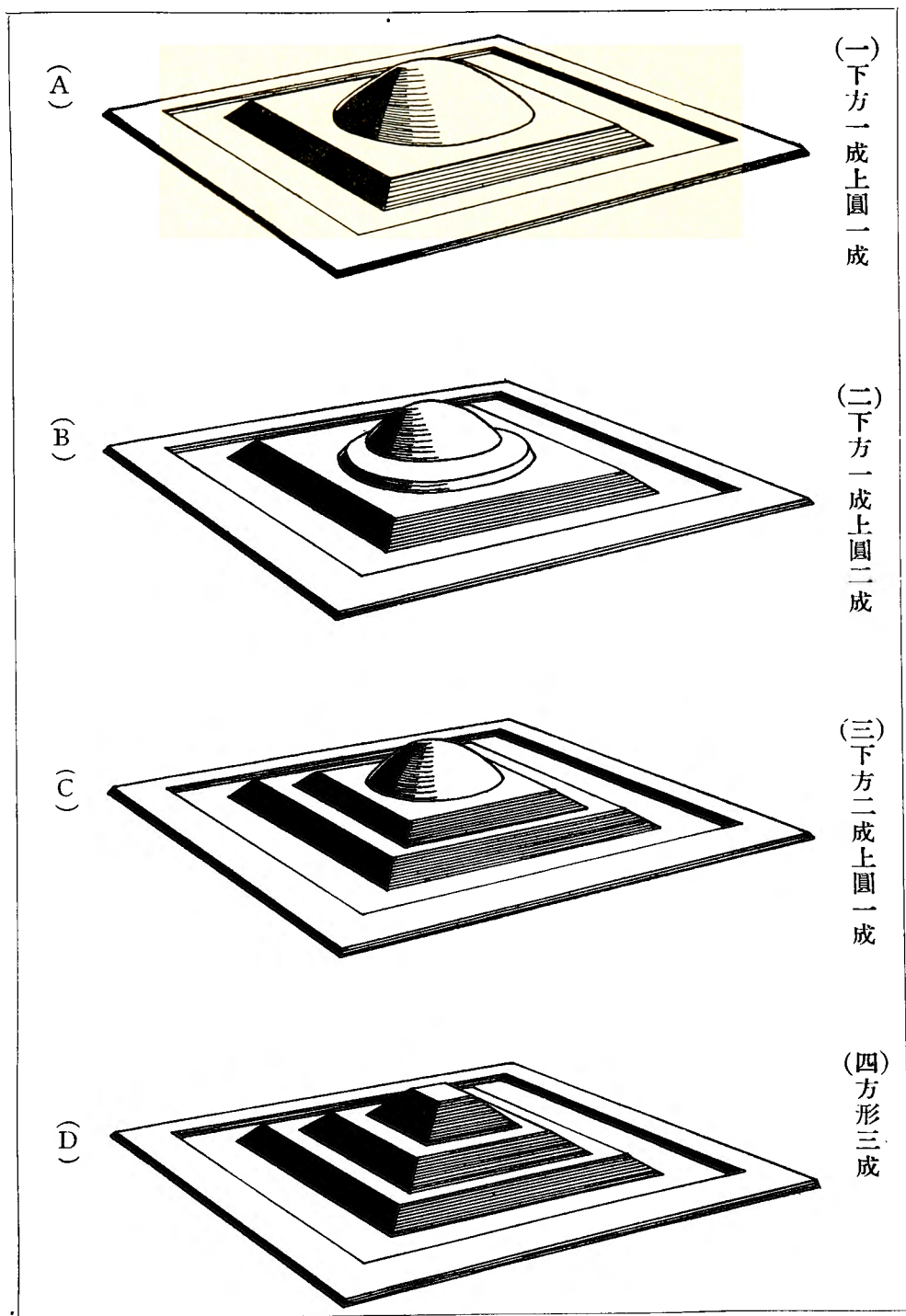
石室の西方封土下方部の中央に近い處に、下方部貼石に近接して、封土上部の貼石積と思はれる石材が流下してゐるものを多く認めたことは既に述べた通りである。併し是は其の貼石積が元と方形であつたか、或は圓形であつたかに就いては、何等語る所はない。又た我々は是より先き、正方形の基底以内、即ち元と封土の存在したる可き區域以内の各部に數箇所の縦溝トレンチを開穿して、石積の有無と其の形狀とを探索したが、石室の西北西南東南等の各部に若干の塊石が不規則に集團してゐることを見たのみであつた。而かも此等の石材は何等加工したるもの、若しくは特殊の形狀を具へたものを選択したる形跡は認められず、従つて圓形或は方形の封土上部の壇縁を築成したることを明證するものはなかつた（圖版第三、二）否な其の數量と形質の上からも、此等の玉石は或は封土上の葺石であつたとも考へ得るものであつた。たゞ石室の西北部に於いては比較的大形の石があり、其の數も多く、不規則ではあるが、稍々圓形に連續したかとも考へ得る點がないではなかつたから、薄弱ながら若し此の事實を基礎とすれば、本古墳の上部は恐らくは圓形に築成せられ、其の基底は下方部と同じく貼石積を有して居つたであらうと想像することが出来ないことはない。此の場合

に於いては上圓部の基底は、石室羨道の位置からして、大體直徑百十尺内外と測るのが穩當であらうと思ふ。

封土最上
部の形式

併しながら、以上の推測を正しいとしても、なほ残る問題は、此の封土の頂部が、果して單純な圓形であるか(A)、更にまた二段を有して居つたものであるか(B)の問題である。是も第二段目基底部の貼石材と思つてもよいものが出てゐるので、直徑約九十尺の第二段圓丘を想像せられないこともない。併しこれは今日に在つては、第一段目よりは更に確定に困難なる問題である。更に又た右に述べた上圓部貼石積の遺物なるものも、絶對的に確かなものとは云へないから、なほ封土の形狀は下部方形二成、上部圓形一成(C)の場合と、方形三成(D)の場合を必しも考へられないことはない。例へば推古天皇の御陵の如きは方形三成(D)と見る可き形式を有し、天智天皇御陵の如きは下方二成上圓(或は八角)一成(C)の形式を有してゐるのである。併しながら、此等に就いて確證を得ない石舞臺古墳の場合に於いては寧ろ下方一成、上圓一成(A)若しくは下方二成、上圓一成(C)説を採つて置くを穩當とす可きであらう。これは我々が此の目的を以て二百分一尺の模型を製作し、之に上記の諸形式を復原して、其の孰れが最も好適であるかを考へて見た結果である。(第十圖)

要
結



第十一圖 石舞臺古墳封土復現可能諸形式圖 (Fig. 11)

第四章 發見の遺物

石舞臺古墳は既に早く其の石室を開口し外部まで暴露して居つたのであるから、我々は始めより石室の内部に多數の副葬品が遺存して居ることを豫想しなかつたが、なほ或は空虚の石棺を残置し、或は土器等の副葬品の取り残されたものが若干あるかも知れないと想像したことである。併し發掘清掃の結果石棺は全く遺存せず、當初の副葬品と思はれる土器若干と、其後埋入の遺物と考ふ可き土器及び錢貨若干をば、石室の内部から發見した外、石室外封土の域内及び外堤内の各部に於いて古墳築造勞務者の遺物、或は古墳と略ぼ同時代の遺物と思はるゝ土器破片、金具類少數を發見したに止まる。今また石室内部の發見品から之を記述しよう。

第一節 石室内部の遺物

石棺は遺存せず

石室の内部には已に述べた如く、石棺の姿を認めなかつたが、其の南東隅に於いて松、香、石の斷片一箇を發見した。この石は本古墳西北にある小古墳に於いても見る如く、石棺の質材として用ゐられたものであるから、もと存在して居つた石棺が他に運び去られた際に破損して残つたものかも知れない。併しこれだけの遺物では之を證するに足らないのを憾

土器破片

みとするのみならず、實際石室内に石棺のない場合も多く、時に木棺或は乾漆棺の容れられた場合もあるのであるから、なほ更之を以て直ちに石棺の遺材と明言することは出来ない。土器の破片は羨道から石室の全部に互つて隨處に祝部土器と土師器とが相當の分量發見せられた。其のうち土師器は羨道入口の東隅と、玄室奥壁の東隅に稍々群在して居つたが、固より他の部分にもないことはなかつた。就中羨道東南隅出土のものには短い外耳の附いた大きな鍋形のものなどがあつて注意を惹くが、其他は高坏、壺、甕、皿、盤の類の破片である。又祝部土器も同じく玄室奥壁の東隅に近く群在してゐたが、多くは甕、釜、高坏、皿、蓋の普通品であつて、その中たゞ平安朝に近い後の形式を有する有頸の小瓶二箇は特に注意すべきものがある。なほ古瓦片も石室内部から少しく出土してゐる。

其他の遺物

土器以外には羨道東南隅に於いて、小形の鐵鏃一箇が、他の小鐵片と共に出土した。外玄室の中央稍々奥壁に近い部位に於いて、宋の元祐通寶、元豐通寶、明の永樂通寶及び我が寛永通寶等の諸錢を發見したのみで、何等他の遺物を見出さなかつた。此等諸品に關してはたゞ其の主要なるものゝみに就いて記述することゝし、なほ時代を殊にする以上諸種の遺物が、何故に石室内に共存したかの問題は別に節を改めて述べようと思ふ。

第二節 石室外部の遺物

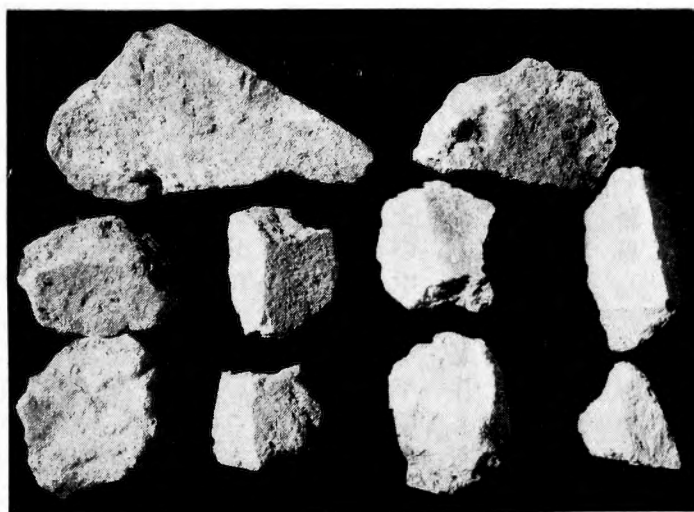
石室の外部、古墳の外堤以内の兆域に於いて發見せられた遺物も、亦た石室の内部のそれ

土器の破片

と大體に於いて同種類のものであつて土師器と祝部土器の破片とが其の主なるものであつた。此の兩者は大抵同處に於いて發見せられ、外堤西北部に多數共在して居つた外、空湟内東北隅に於いても出土し、なほ祝部土器のみは石室の東方、北方、西方など石室の周圍に於いても發掘せられた。その器形は土師器に於いては同じく鍋形、甕、壺、高坏、皿、盤、把手等の外、竈形の破片があり、祝部器に於いては壺、甕、高坏、皿、蓋等を主とし、横瓮の破片が外堤西北方に

於いて出土してゐる。

鍍金金具



第十二圖 外堤發見松香石斷片 (Fig. 12)

家形石棺の破片と見られる松香石の斷片は、外堤西北隅に於いて發見せられ、之には刳拔の加工も残つてゐるが、果して石舞臺古墳石室内にあつた石棺に屬するものか否かを斷定する事は出来ない(第二圖)。寧ろ後述する石舞臺古墳の西北にある小古墳には、石棺の底部が残つて居つたのであり、右の破片も此の古墳に近い處から發見せられてゐるから、此の小古墳に屬するものと見る可きであらうか。

石棺の破片と同地點に於いて鍍金、金尾、錠、一箇を得、また空湟東南隅に近い内域から、鍍金、菊座、金具及び革金具と覺しきもの各一箇を祝部土器破片と共に獲たことは、發見遺物中異彩を放つてゐる。

第三節 主要なる遺物

以上石舞臺古墳石室の内外に於いて發見せられてゐる遺物に就いて、其の大體を述べたのであるが、今ま其のうち特に注意すべき主要なる遺物を抽出して、少しく詳述することにならう。

土師器

先づ第一に土師器系統の土器である。これは本古墳の石室羨道部及び外堤の西北部に於いて最も多數發見せられ、其の分量は祝部土器と相若く位である。固より器形が完存してゐるものは一もなく、凡て無殘なる破片に過ぎなかつたが、中には二三完形に復し得るものもあり、器形を想像し得るものも少なくはなかつた。土師器と云ふから、地色は赤褐色のものが普通であるが、中には全く美くしい紅色に近く、質も厚手で堅微なるものもあり、中には之に反して灰褐色で薄手脆弱のものもあり、其の間に製作年代に大なる懸隔があることを認めしめる。器の種類は前にも記した如く、塙、壺、甕、高坏、盤、皿の類であつて、就中注意すべきものは次の諸品である（圖版第四）。

（圖版第四）

以下羅馬字番號は圖版上の番號と一致す。

(a) 塙。これは凡て大形である。破片の數量から推して、大小凡そ十數箇あつたらしいが、其内羨道南端から出土の破片を以て一器を復原することが出来た。(a)之に由つて觀ると、口徑約一尺六寸、深三寸、急に底に向つてスボまつた大きな鉢形で、外側には相對して上曲りの耳が附いてゐる。復原した。從來斯かる大形の器の發見せられたことを知らないが、用途は其の形から推して後の鍋の類かと思はれる。な

ほ外堤西北部に於いて發見せられた同類の破片中には、煤が附着して實用に供せられたかと思はれるものがあつた。

(b) 壺・大口の壺で口徑四寸二分、圓底を有し、肩から胴にかけて刷毛目が附せられてゐるものがある。

(c) 高・坏・完形品はないが、約十箇分の破片があり、それは主に喇叭狀の脚部特に其の中央圓筒部の破片である。視部高坏の如く脚部に透し孔のあるものはないことは、土師器としての常である。此等の破片及び他の部分の小破片から綜合復原すると、大體視部高坏と同じ位の大きさ、即ち坏徑約三寸乃至七寸、高五六寸程度のもとなる。なほ高坏の脚としては低く、糸底としては高きに過ぎる器臺を附した中間の高さを有する器も若干あつたらしく、高一寸餘徑三寸餘の輪狀梯形の器脚で、坏部と分離したものもある。

(d) 盤・及皿・相當立派な盤が幾つもあるが、一は直徑九寸、深一寸三分許、他に之よりも稍々小形であるが、よい形をしてゐるものが二つある。盤の小形なもので皿と稱す可き、徑三寸五分乃至五寸位ののものも尠くない。此等は何れも紅褐色の華美な色調を有するものが多いけれども、時には灰白色に近く、燒成度の低く、實用に供し得るや否やを疑はしめるものもある。又盤と皿には糸底があるものと無いものとがあり、糸底のあるものゝ方が深形である様にも見える。そして此等糸底なるものゝ内面には、往々美くしい磨研條痕を有するものがあり、糸底を有しないものよりは製作上一段の進歩を示してゐる様である。

(e) 把手類 器體から分離した把手類中に稍々特色あるものがある。即ち一は所謂角形を呈し、他は圓錐形をなしたものである。前者には圓くして若干の彎曲あるものと、扁平にして彎曲せるものとの兩種あり、共に内側面に一條の穿溝を力強く切り込んである。此の溝は如何なる爲めに作られたものかを

祝部土器

詳かにしないが、或は補強の爲めかとも思はれる。圓柱形のもは長三寸弱、徑一寸許り一握りの大きさで、何の裝飾もない單調なものである。

以上は土師器の種類であるが、少々手法を異にし、近世の「かはらけ」と判別に苦しむものも極めて少數ながら存在する。但しこれは出土位置も餘程上層であつて、後世放棄せられたものと推察せられる。

第二は祝部土器系統の土器であるが、其の數量は土師器系統のものに劣らない程である。器形には甕壺、高坏、皿蓋の類がある。そのうち三四注意す可きものを舉ぐれば、

(f) 大甕、口縁部の破片が残つて居り、それから察すると、胴徑二尺五寸前後に達する大器があり、内面には同心圓の押紋のある厚い破片もあるから、更に大きな器の存在が推察せられる。而かも此等の甕には肩部に鈎形の耳を附してあり、製作手法、凡べて極めて頑丈であつて、本古墳出土器中特記せらるべきものの一である。

(g) 陶釜、これ亦前者と共に本古墳發見品中面白いものの一であるが、その一は重厚な鐔の部分の破片を主として残して居り、復原の直徑二尺を超え、厚さも五分位ある。燒成度は高く、陶器として理想的な硬さに達してゐる。之と同時に稍々燒成度の低い釜の破片もあるが、何れも實用に供せられたものと思はれる。

(h) 高坏、深い坏部に或は透しを有し、或は有せざる脚部を具ふる普通器の殘片の外に、一文字坏とも名く可き特殊の形式のものが出てゐる(n)。即ち僅に窪みを有する殆んど圓形板の坏であつて、其の周縁に

近く一條の凸帶を附し、印籠縁とも云ふ可き手法を示し、蓋を被せる様にしてあるが脚部は何等裝飾の無い圓筒漏斗狀を有してゐる。全高四寸五分、口径七寸五分。

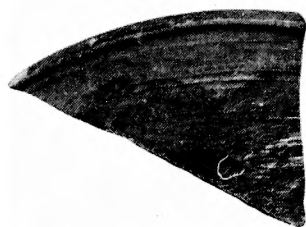
(j) 小瓶、大小二箇あつて、共に完形を具へてゐる。大の方の口縁は漏斗狀の長頭壺に近い形を呈し、胴は張つて徑三寸五分、糸底を附してある。高四寸五分。小の方は口部甚しく狹窄し、胴は細長く、底に糸切の痕が鮮明に残つてゐる。高三寸五分。兩者とも質堅緻にして、表面にも輻轡の迹明かに現はれ、小器ながら



第十三圖 (Fig. 13)
崇福寺趾發見陶瓶

しも洗練した形式を示し、他方已に同形の金屬器の存在を想察せしむるものがある。此の小瓶に酷似したものは、滋賀縣滋賀村なる傳崇福寺趾發見品に多數見受けること(第十圖)並に山城乙訓郡向日町で唐鏡と伴出してゐるのは注意すべきである。

さて以上土師器及び祝部系統の土器に於いては、表面に敲き目や内に同心圓などの模様の現はれてゐるものゝ外、僅に複線波紋や條線紋帶の如きものを施してゐるに過ぎないのは、却つて注意す可きことであらうが、なほ漆の如き塗料を附したもののゝあることは見遁し難い。即ち稍々大きな口縁部の破片(第十圖)で、其の焼成度が丁度土師器と祝部土器との中間にあるものに、生漆の様な黒い物質を無雜作に塗抹してゐる。固より其れは部分的に残存してゐるに過ぎないけれども、刷毛目の表はれてゐる状態から推しても、決して偶然に附着したものとは思はれない。たゞそれが單なる補強の目的の爲めであるか、更には紋様等を描く爲めであつたかは判じ兼ねるが、土器に漆を塗抹した例は、各處から發見せられてゐる。例へば曾つて平城宮址や、奈良



第十四圖 (Fig. 14)
塗漆土器破片

金屬器

東大寺南大門出土の祝部器にも多數見る所であつて、必しも本古墳に於ける特異の事ではない。

最後に石室外から發見せられた少數の金屬器に就いて少しく記して置かう。

(k) 鐵鎌 一箇。軸部を残存し樺櫻の皮を以てを卷いてゐる所が見える。長二寸五分。この外鐵鎌であるか、釘であるか不明の鐵片二箇(長さ二寸弱)がある。

(l) 鍍金銅製尾錠 一箇。廣幅共に五分餘脚部を加へて漸く一寸に達し得る小形のものである。青銅の圓い針金を曲げて作り、輪廓は略ぼ完存してゐるが、中央の止針を缺失してゐる。極めて細い革條を連接せしめるものである。

(m) 鍍金革端金具 長九分、幅八分。一方稍々狭くなつた橢圓形、否な寧ろ卵圓形に近い形を呈し、周圍を強く面取りにしてある。裏面には三ヶ處に細い脚が出て、何者かに釘著せし如きものであることが分かる。

(n) 鍍金金銅菊座形金具 徑八分圓の四方に小突起を附した金銅の薄片であつて、表面中央に細い重圈を、其の外方へ放射線狀を刻し、縁を花瓣狀に造つてある。中央部の圓く膨れ上つてゐることゝ相對して、二つの小孔の存する所から考へて、或る物體に釘著せしめた革金具の辻金物の類かと想像せられる。

以上の外錢貨には宋錢二種即ち元豐通寶(北宋)一枚、元祐通寶(北宋)一枚と、明錢一種永樂通寶(明成祖)二枚と、文字不明の錢一枚及び我が徳川時代の寛永通寶一枚を出してゐる(圖版第四五第)

【註】(1) 肥後和男君『大津京陸の研究』滋賀縣史蹟調査報告第一、二

冊)及梅原君、向日町長野の墳墓』(『京都府史蹟勝地調査會報

告『第四冊』參照

(2) 平城宮址發見遺物に就いては岸熊吉君『平城宮址の調査』奈良

縣史蹟名勝天然記念物調査報告、第十二、十三冊等を見よ。

(3) 東大寺南大門に就いては『東大寺南大門修理要録』を見よ。

第四節 各種遺物の性質と年代

層位的證
憑の缺亡

石舞臺古墳の石室内外から出土した各種類の遺物に就いては、前章に於いて述べたのであるが、固より本古墳は早く開口發掘せられたものであるから、副葬の原狀等を其の儘に残した完存の遺物はなく、僅に土器の殘片等が遺存するに過ぎなかつたのは已むを得ない。而かも此等の土器片にも、土師器、祝部器異種のもものが共存し、其他の小遺物に於いても、我々は之を發掘の際に於ける層位的狀態出土狀態等に由つて、或者は之を墳墓築造の當初の本來の副葬品に屬するものであり、或者は開口後何等かの事情に由つて、搬入殘置せられたものであるか等、新古の相違を識別し得る徵證のなかつたことを白狀する外はない。

新古遺物
混在の證
左

併しながら、此等遺物の中に、本來の副葬品以外の後世のものゝ混入してゐることは、到底否定することの出来ない確證がある。即ち寛永通寶の如き徳川時代以降通行の錢貨をはじめ、王朝以來我國に輸入せられた支那宋代の古錢の出現は、古墳に關する一般通念からして、何等の説明を加へずとも本來の副葬品ではなく、後世の混入品とすることが出来るのである。而かも此等の錢貨は層位的にも玄室の底部からではなく、上層から出土してゐる。之と同時にまた土師器、祝部器などは、此等の錢貨よりも古い時代のものであることは、誰人

も疑義なく許容する所であるから、問題は主として此等の土器が凡て本來の副葬品の殘物であるか、或は又た其の以後何等かの理由に由つて這入つたものであるか、或は其の一部が本來のものであつて、他の一部が後入のものであるかと云ふことに歸著すると思ふ。併しながら、此の問題の解決は決して容易ではない。その故は土師器、祝部器は古くから製作せられて長い間繼續して製作使用せられ、今日に於いて我々は未だ其の様式形態の時代的變化を明瞭に知り得ないからである。殊に飛鳥期と奈良朝との相違、或は其の前後との相違等に就いては、特殊の場合を除いて甚だ漠然たる觀念しか持つてゐないからである。

さて先づ土師器は、外堤西北部を除いては石室に在つては羨道部から非常に多く出土してゐる事實に注意せねばならぬ。從來這種石室古墳に於いて、副葬品として土師器を出だすことは甚だ少なく、主として祝部土器を見るのであるのみならず、羨道部から土器が発見せられることも亦た稀である。然るに本古墳の如く羨道部に、而かも土師器が多く発見せられたのは、如何に之を解釋す可きであらうか。之に就いて我々は二つの考へ方があると思ふ。即ち其の一は葬歟後なほ羨道部への出入可能なる時に於いて、若干の年數が下つても宜い祭祀の爲め食物などを盛つて之を供獻した器什の遺物であるとするものである。

其の二は古墳が開口せられて後、浮浪人の徒などが此の羨道部に居住して、此等の器什を残したとすることである。石舞臺發見の土師器は之を藤原宮址平城宮址或は東大寺南大門、宮瀧などから發見せられたものに比べて幾分古い調子を示し、墮落の傾向を示すものゝ少ない點から考へると、其の製作の年代は少くとも奈良朝若しくは其の以前飛鳥朝頃として

も、何等差支へがないから、第一の考へ方、即ち墳墓築造後多くの年處を経ない時代に祭祀に使用せられたものとするに不都合はない。又た開口後居住したものゝ遺物としても、其の開口が墳墓築造後久しからざる奈良期前後とすれば、これ亦た不都合はない。併しながら、此の二つの解釋のうち我々は現在に於いて寧ろ前者に傾くものである。

祝部土器

次に祝部土器は如何にと云ふに、これは石室古墳に於いて常に玄室内に副葬せられるものであるから、石舞臺古墳の玄室から特に多く發見せられた破片類の大多數は、其の様式性狀に於いても、石室古墳築造時代とするに何等の不都合を見ない、それ故此等は古墳の發掘せられた際破壊殘置せられたものとするを穩當とする。たゞ此處に問題となるのは花瓶形の瓶形の小瓶(圖版第 四二)である。これは已に述べた如く、傳崇福寺址などから發見せられ、平安朝頃と推定せられるものと酷似して居るので、之を以て飛鳥朝若しくは奈良朝頃と見ることは困難である。然らば我々は此の小瓶類だけは他の祝部器とは引離して、稍々後世の遺物とし、それが石室内に發見せられた理由は、開口後石室内に、或は佛像等を祀りなどして、之に供へた器物と見るのが、最も穩當ではなからうか。又前に祝部器の大部分は、副葬品の殘物と云つたが、其の一小部中には勿論この類のものが混在してゐることを保しない。

石室以外
發見の遺物

以上は主として石舞臺古墳石室内から發見せられた遺物に就いて考察したのであるが、石室以外の外堤などから出土した土師器祝部器などに就いては、其の用途と年代の解釋は一層漠然たるものがあると同時に、亦た頗る自由なるものがある。土師器中木炭獸骨などと共に發見せられ、煤烟の附着したものゝ如きは、或は之を以て古墳破壊後、その地點に一時

金屬製裝
飾品

本古墳の年代は、
遺物の種類によ
り、定量的に考
得する材料が極
少である。

的或は半永久的に占居した人々の残したものであるとも考へられ、或は又これを以て古墳築造の際に於ける土工などの遺したものであるとも考へられ、或はなほ小破片の如きは、既に遺棄せられて居つたものが、封土築造の際混入したものとも考へられよう。祝部土器に於いても之と同様あつて種々の解釋が試みられると共に、又た其の一つの解釋が決定的のものとは云ひ得ないのである。

土器以外の金、屬、製、裝、飾、品は、其の發見位置が石室内でないから、是れ亦た其の解釋は頗る自由である。此等の裝飾品は其の製作様式上確たる年代を決定することが困難であるけれども、奈良朝前後のものとも見られるから、古墳副葬品の散亂したものと云へないことはないと同時に、他の事情から稍々後の時代に遺棄せられたものとも考へられないことはない。

要之、石舞臺古墳の石室の内外から出土した各種の遺物は、新古の製作が多少混在してゐるにしても、其の大部分は凡て古墳築造の時代、若しくはそれを距ること遠からざる時代のものと見て差支はなく、多くは副葬品或は享祭用の器什の殘物とも考へられるが、之に就いては尙ほ他の解釋も有り得るので、確定的のことを云ふのは困難である。所詮本古墳發見の諸遺物はそれ自身年代の確然たるものではなく、其の發見層位等から之を推定することも不可能であり、従つて古墳築造の年代、被葬者の性質等を考定するには、何等積極的資料を供するものでないとする外はない。

【註】

(1) 本章諸節遺物に關する記載の大部分は、末永雅雄君の調査を其の儘採録したことを特に附記して置く。

(s)は一箇以上の破片を示す

種目	土	師	器	祝	部	土	器
品目	埴	同	壺	瓶	同	同	皿
發見部位	羨道南端	羨道・玄室	羨道南端	羨道・玄室	羨道	玄室	玄室
	右同破片、但し稍々深きもの。	右同破片、耳の數より計算して約十數個分。	丸底、刷毛目、口徑四寸二分、胴徑五寸九分、高六寸七分餘。	口緣部破片、口徑五寸二分、一尺、一尺二寸前後のもの、坏部、脚部各破片數箇。	角形、中央一條溝を有す。	破片、口徑二寸、胴徑五寸弱、約三分一殘存。	平底糸底共にあり
	同	同	同	同	同	同	同
	四〇a1	四二b	四四f	四四e	四二j	同	同

他	其	
獸 骨	古 錢	鐵 鏃
同	玄 室	玄 室
上	室	南 東
馬？	元豐通寶、元祐通寶、永樂通寶、寬永通寶。	松香石。 小形、鐵片一個別に有り。
同 4	四五五 10	四四

石室內發見遺物表

他		其		器		土		部		祝	
革	鍍金菊座形金具	鍍金尾錠	石棺破片	土器破片	破片(s)	其他(s)	同(s)	蓋	皿	皿	同(s)
金具											
同	下方東南	同	外堤西北	下方東北	下方東南	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
有脚		鍍金菊座形金具	土師器、祝部土器破片若干。 家形石棺の蓋の隅角部等明にす可きものあり。 止針を缺失 鍍金を穿つ	土師器、祝部土器破片若干。 家形石棺の蓋の隅角部等明にす可きものあり。 止針を缺失 鍍金を穿つ	高坏、蓋等破片。	口縁部、底部(平底糸底)等破片約二十。	口縁部、底部(平底糸底)等破片約二十。	口縁部、底部(平底糸底)等破片約二十。	口縁部、底部(平底糸底)等破片約二十。	口縁部、底部(平底糸底)等破片約二十。	口縁部、底部(平底糸底)等破片約二十。
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
2	1	四五	(第十二圖)	1							

第五章 石舞臺西北の小古墳

石棺發見
傳説

我々は第一回の石舞臺古墳調査の際から、石舞臺の附近に於いて數十年前石棺様ものを發見し、其儘埋置したことを耳にしてゐたが、第二回調査に方つて若し其れが石棺であるならば、或は石舞臺古墳から搬出されたものであるかも知れず、若し然らずとも、何等か石舞臺と關係を有するものであるかも知れないと云ふ考へから、右の發見に關し記憶を有する高市村岡の中井寅藏翁を訪ひ、なほ他の二三古老の同行を請うて、遂に略ぼ其の地點を明かにすることを得たので、五月五日から二日間の調査を行ひ、遂に右は石室内に石棺を有する獨立の小古墳なることを知つた。

石室と石
棺

本古墳は石舞臺古墳外堤の西北隅角の西方約五十尺の地點に、封土の頂點を有した圓墳と想像せられるものであるが、既に封土は全部を喪失して田圃と變じ、何等の形迹を留めてゐない。石室の底面は大體石舞臺西側の空渚と同一水平線上にあり、美道の大部分は破壊せられてゐるが、石室現長約十一尺餘、幅六尺五寸餘、美道の幅約五尺を有し、玄室の中央に大きな松香石の石棺の身部を遺存してゐる。石棺は長七尺七寸餘、幅四尺一寸、棺底の厚さ一尺四寸餘、刳拔部の縁高二寸餘を留め、其の上部と蓋の全部を失つてゐる。

本古墳の
年代

本古墳の封土は其の石室の位置等より推測して直徑約三十尺前後、高約十尺あつたものと思はれ、従つて封土の外周は殆ど石舞臺の外堤と接近してゐることが分かる。而かも古

石舞臺の
陪塚説と
非陪塚説

墳の制式等からして、石舞臺古墳と略ぼ同時代に置かる可きものであるから、本古墳は石舞臺古墳の封土外堤等未だ儼存してゐる間に造られ、或は石舞臺古墳は本古墳の未だ破壊せられない中に營造せられたものと見る可きであり、兩者の被葬者の間に何等かの親縁の存在を推察せしめるものがある。それ故或は本古墳を以つて石舞臺古墳の陪塚的のものであると想像する人がある。併しながら、本古墳の石室及石棺の長軸は略ぼ正南北に一致してゐるのに反して、石舞臺古墳は、石室の長軸西南西に約三十四度傾いてゐて同一でない。若しも是が石舞臺の陪塚的のものならば、必ずや兩者の石室の方向相一致す可きものであらうと私は思ふのであり、従つて本古墳は恐らく石舞臺古墳築造以前に既に存在して居つたもので、石舞臺被葬者と縁故ある等の理由の下に、其儘保存せられたものでなからうかと推測するのである。但し斯かる考察の一方には、此の石室の方向の不一致は、却つて陪塚であることを證するものであると云ふ説もある。即ち本古墳の石室は東に振つて石舞臺に向ひ、なほ石舞臺の東方約半町にある一古墳のそれは西に振れて、兩者共に石舞臺の石室の方に向つてゐるのは、其の陪塚たる所以であると云ふのであつて、これは發掘主任末永雅雄君の意見であることを茲に附記して置く。

本古墳からは前記石棺と、羨道部に一個の高坏（圖版第 四三 h）の外、他に遺物を見なかつた。¹⁾

【註】(1)本章は主として濱田「大和島の庄石舞臺第二回調査に就いて」(前出)を録したものである。

第六章 考 說

第一節 復原せられたる石舞臺古墳

前諸章に互つて我々は石舞臺古墳清掃發掘の結果と、其の際發見せられた遺物とに就いて敘述し來つたが、今や我々は如何なる考古學的收獲が之に由つて得らるゝかに就いて論究す可き時機に到達した。之に關しては固より種々の觀點から諸種の考察が行はれ得るであらうが、我々は考古學の研究の第一次的に期待せらる可き二三の主要なる問題のみに就いて述べることにする。

石舞臺古墳の復原

第一は石舞臺古墳が築造せられた當初の原狀に復原することである。既に久しき以前に若干の變形を蒙つた其の美道石室の原形は如何なるものであつたか。又早く失はれた其の封土の形態は如何なるものであつたか。更に又石室と封土以外の構築は如何なるものであつたか、等の問題は即ち其れである。此等に關しては我々が前諸章記述の際、既に隨時之に觸れる所があり、或は重複の嫌がないではないが、茲に更めて之を要約して置くことは必しも無用の業ではなからう。

一、石舞臺古墳所在地は、元來北方及東方は丘陵の尾端に當る稍々急なる傾斜地であつた。之を一部は北方丘陵の端などを削り、その土砂を以て現在の古墳所在地、約十間四方の

地域に平坦なる臺地を作り、其の上に築成せられたものである。

一、石舞臺古墳は所謂石室古墳 (Stone-chambered tomb) 中の横口式古墳であり、其の石室築成の材料の性質から、之を巨石墳墓 (Megalthic tomb) と稱す可きものである。そして石室の上には元と墳壘 (tumulus) が被はれて居つた。

一、石室は巨大なる自然の角閃花崗岩塊を其の儘、或は或る程度まで加工して使用し、其の平面は長方形 南北長邊約二十五尺
東西短邊約十一尺 で其の南端に細長い羨道 (tholos) を附してある。 南北長約三十八尺
東西幅約七尺餘

石室の高さは約十五尺五寸二箇の巨石を以て其の天井を被つてゐる。石材の最大なるものは南方天井石で、約一〇四〇八立方尺重量約二〇五四一貫 (七七觔) に達し、次は北方天井石、第三は石室南壁の石である。

一、羨道は高さ約八尺、その天井石は大部分失はれてゐるが、元は數枚の石を並べてあつたものと思はれる。羨道入口の底面は封土下方部のうちに開かれてゐるから、寧ろ戸口扉などの設備はなく、石塊を以て閉塞せられ、封土中に隠れてゐたものであらう。

一、石室の底部は一面に割石を以て床を造り、其の周圍で石室の四壁に沿うて排水溝を設けてゐる。なほ此の排水溝は石床下を縦に切つて、羨道の中央を貫き、羨道南端に至つてゐる。

一、石室の内部には元と石棺、或は木棺の類が容れられてあつたか否か確かでない。併し石棺の破片とも見られる石片があつたから、石棺があつたのを破壊、或は搬出せられたとも想像せられる。土師器及び祝部土器類が副葬品の一部として存在してゐたこと

は、其の破片から推測せられる外には、副葬品に就いては之を明かにすることは出来ない。

一、石室の外方各邊約百七十尺の正、方形に、丸石積の貼石があつて、封土基底の裾を繞らして居つた。之に由つて本古墳は少くとも封土の下部基底が正方形を呈してゐたことは疑を容れぬ。即ち方形墳の範疇に入る可きものである。

一、方形の封土基底の外方は空、湟、幅約二、十六尺を回らし、更に其の外方に正方形の外堤上面約二十三尺、高數尺を繞らし、外堤は封土基底と同様其の側面を丸石積にしてある。

一、封土の上部の形狀は確かに之を定めることは困難であるが、假りに之を上圓一成、下方二成、或は上圓一成、下方一成のものとして置くのが宜からう。

一、封土の上には葺石があつたか否かを知ることは出来ない。

一、石舞臺古墳西北方の小、古墳は、陪塚として認む可き何等の確證はない。

斯の如きは石舞臺古墳調査の結果から知り得る所であつて、我々は茲に島ノ庄村の東方丘陵の麓に、南面した巨大なる上圓下方の方形墳が、其の封土の基底を丸石積に固め、更に方形の空湟と外堤とを丸石積にした壯嚴な姿を眼底に復原し得るのであるが、たゞ斯く復原せられた古墳は、却つて其の巨石の全貌が底に隠されて、我々の眼を聳立せしむること今日の如くではなかつたらう。而かも斯く復原せられたる石舞臺古墳の全形は、現在我々の知つてゐる限りに於いて、最も酷似するものは河内國南河内郡にある用明天皇、推古天皇の御陵である。固より此の陵の内部の構造は之を知るに由ないけれども、方形三成の墳であつ

復原せられたる石舞臺古墳

て、其の周圍に浅い空濠と其の外方に低い堤を繞らしてゐる。また山城國山科にある天智天皇御陵は三成下方上圓形であるが、空濠を具へてゐる點も相似てゐる。また此等の諸陵は其の大きき皆な石舞臺に比して稍々大きいが、貼石の有無は之を明かにすることが出来ない。更に美濃國加茂郡坂祝村火塚古墳は其の大きき石舞臺に比して遙かに小さいが、下方上圓二成の古墳であつて、石室の口を下方部と上圓部下壇の間に開き、空濠を具へ、大和磯城郡赤坂山古墳は方形三成であつて、石室の所在亦た石舞臺と一致してゐるが、空濠を見ない。¹⁾その他圓墳ではあるが、石室を有し空濠と外堤とを具へてゐるものに、日向國西都原の鬼の窟古墳のあることは、皆人の知る所である。

【註】(1)本冊卷末方形墳聚成圖參照。

第二節 石舞臺古墳の築造法

石舞臺古
墳の巨石
築造法

第二に考察せらる可き問題は、石舞臺古墳の巨石墓室は如何なる方法に由つて築造せられたかの問題である。勿論これは單に石舞臺古墳に限られたことではなく、凡て此の種の巨石記念物全體に關する問題であるが、巨大なる石材を以て築成せられた古墳が石舞臺の如く赤裸々に露出し、我々に其の築造法を思ひ起こさしめ、又た之が考察に都合の宜いものは鮮ないので、我々は特に之に説及し度いと思ふのである。

我國古代の巨石運搬に關しては、早く喜田博士が『讀史百話』中に「大石の運搬」と題して述

我國巨石
運搬法の
研究

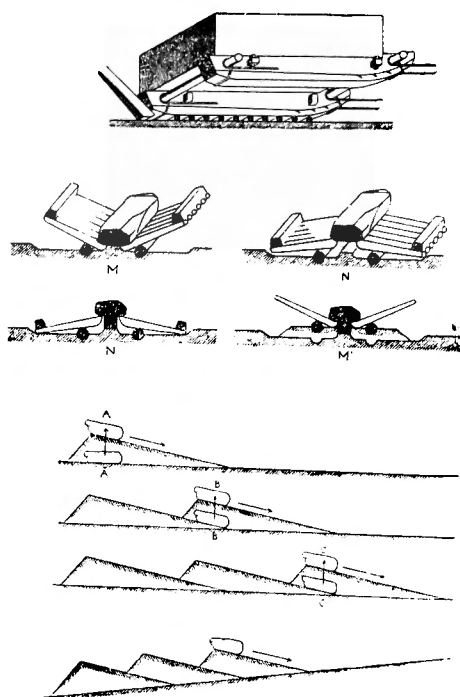
べられ、また近くは齋藤忠君が「近世初頭に於ける巨石運搬法」『史林』第十八卷、第二號に於いて説述せられて居り、或る特殊の場合に關しては、私自身も曾つて近江高島郡水尾村古墳の研究に際して其の凝灰岩石棺の重量を推考し、之が運搬法にも少しく言及したことであつた。

又『明治以前日本土木史』(土木學會編)中「施工法」(眞島健三郎、那波光雄兩君執筆)には從來の研究を綜合し、最も詳細なる記事があるが、我が石舞臺古墳に就いては、我々は奈良縣當局の厚意に由つて作成せられた二十分一の精密なる實測圖を本として、之が模型を作ることを得、更に此等の材料と實地の踏査とに由つて京都帝國大學(工學部)教授高橋逸夫君の深大なる厚意を以て試みられたる研究の結果を本報告の卷末に飾ることを得、我が考古學界が大なる指針を得るに至つたのは我々の感謝に堪へない所である。それ故巨石築造法の詳細に關しては、高橋教授の研究に譲り、私は今茲に其れを本として、若干敷衍し度いと思ふのである。

西洋に於
ける巨石
運搬法の
研究

さて西洋に於ける巨石記念物の築造に關しては、ショワシー氏が其の『建築史』中に推考してゐるものがあり、(August Choisy, Histoire d'Architecture, Tomb I.) なほ特に埃及の石造建築物のそれに就いて詳述したものである。(L'art de bâtir chez les Égyptiens, 1904) 英國のストーンヘンジ(Stonehenge)は曠野に巨石の林立せる異常なる光景から、古來學者の興味を惹くことが多かつたと見え、曾て我國に來住して古墳の研究に多大なる寄與をせられた故ゴード博士の論文(William Gowland, Recent Excavations at Stonehenge. Archaeologia, Vol. LVIII, 1902)をはじめ、近年になつてはハーバート・ストーン氏の稍々詳密なる研究がある。(E. Herbert Stone, The Stones of Stonehenge, 1924) またジョー氏の『粗石記念物』(T. J. Peet, Rough Stone Mo-

numents and their Builders, 1912) には、之が綜括的記載もあり、此等私の囑目した外國の巨石記念物築造法に關する考察は、石舞臺古墳築造法のそれに向つて、多大の示唆を與ふるものがある。例へばビート氏は巨石記念物の築



第十五圖 (Fig. 15)
シヨワシー氏考察の巨石運搬法

造の過程に於いて(一)石の發見又は採掘(二)所要の地點への運搬(三)側石を立てること及び(四)頂上へ被石据置の四項に分つべきを云ひ、之を詳しく説明してゐるが、其の説く所は我々が石舞臺の實際に於いて考察する所の結果と略ぼ相一致してゐるのである。

元來這種の工事に關しては比較的近代に於いても正確なる文獻記錄に傳ふてゐるものは頗る鮮なく、況んや原史時代のものに於いてをやである。たゞかの大坂城江戸城等の工事に際する若干の記事、或は古く大化改新の時に於ける墳墓の制限に關する詔のうち、石工の功程を示されたるものなどある位である。そして我々は大阪城等の巨石築造物の工事の考察から知り得ることは最近に於ける機械力の應用を除いては、歴史時代に在つても這種の工事に於いては何等特殊の新方法が案出せられず、數百千年を通じて大體同様の方法が引きつゞき使用せられ、今なほ行はれてゐることであつて、従つて石舞臺古墳築造に關しても、やはり之と大差なき方法が應用せ

石材の產地

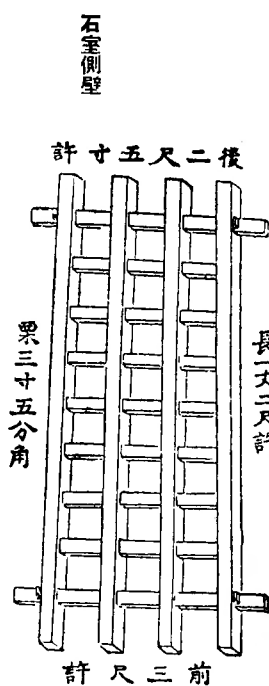
られたと見られることである。而かも人力若しくは牛馬の力は古今を通じて小異はあつても大差のないことも亦た容易に推定せられるのである。即ち我々は此の考察に際して、所謂土俗學的方法を以てすることが出来る。

さて石舞臺古墳の石室に使用せられた大小三十餘箇の石材は、中には長厚各十六尺、厚六尺、重量二萬貫に及ぶものもある。凡て角、閃、花、崗、岩 (hornblend granite) 塊であつて、多分石舞臺を距る東南東三十町許、高市村字上俗にモウコンの森と稱する地點附近に散在するものを運搬し來つたものであらう。(勿論一部分は石舞臺の直ぐ東方の丘陵邊のものを利用したかも知れないが)適當の石塊は其の儘加工せられずして其地から島ノ庄へ運搬せられたものであらうが、高市村上と島ノ庄との間は可成りの下り、勾配である。斯く石材の産地が墳墓營造地點と相距ること比較的遠からざることゝ、其の間が下り勾配の地形であると云ふことは勞力の輕減に少からぬ利益を與へたに違ひない。鎖はなくとも強靱なる麻繩と、挺子、轉子、の外修羅(第十圖)と稱する木櫓(こ)的のものも當時已に知られて居り、轆轤(ろくろ)の如きも亦た使用せられたことゝ見て宜いと思ふ。勿論轆轤などが知られなくとも、絶對的に工事が不可能と云ふ譯ではない、後に述べる如く、石舞臺古墳の築造が大體推古朝頃のものとすれば、已に四天王寺、法隆寺などの寺院の大建築が行はれて居り、之が爲めには工事用として必然如上の器械の應用が豫想せられなければならぬからである。又た牽引の動力は主として人力であつたであらうが、其の間に牛馬を交へ用ひたことも考へ得るのである。

運搬法

さて石材の產地から島の庄の古墳所在地までは一里弱の距離はあるが、前に述べた通り

下り勾配であるから、轉子を敷いて修羅の上に載せた石を約百人位の力を以て運搬すれば、多くとも數十日位を費せば充分搬ばれたであらうと思はれる。但し此の運搬の豫備作業として、先づ適當なる道路を築造することは必要であり、修羅の上に石を載せるには、高橋敎授の示された如く挺子を以て石を押し上げ之に修羅を差し入れなければならぬ(高橋氏論文 第五十七圖)。また此の際シヨワシー氏の考へた様な挺子の利用も頗る効果的であらうと思はれる(第十圖)。



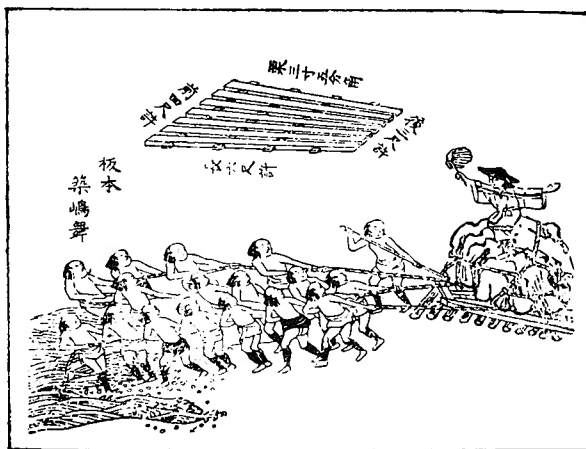
第十六圖 修羅圖 (Fig.16)

れたことゝ想像せられる。

此等の工事よりも一層困難なる工事は、石室の上部に天井の巨石を載せることに違ひない。これが爲めには開掘せられた石室の内部は梁支柱を以て保強し、石室の上部まで土砂を充塞し、更に石室の外部にも其の左右に互つて土砂の斜道、或は沙梯約二十度内外を作り其の上に轉子の滑道によつて巨石を牽引し、適當なる位置に据置いたであらうことは、東西學者が斯かる巨石運搬の場合に齊しく想像し得る、恐らくは唯一の方法である。――面白いことは斯かる「沙梯」を作つたことが、朝鮮高麗光宗の十九年、有名な恩津の大彌勒、即ち灌燭寺の大石像造立の際用ゐられたとの傳説のあることである。――勿論この際に於いては上り勾

古墳造營の現場は花崗岩の崩壊した砂土から成つてゐるが、石室の高さの約半ばを開掘し、石室の壁面をなすべき石材は、順次適當な加工が施されては坑中に樹立せられたであらうし、此の際勿論二股三股の類を使用し、若干釣上げた後据置せら

最後の工程



第十七圖 修羅引圖 (梅園日記) (Fig. 16)

配であるから、石材の重量は加重せられ平地の場合に比べて数倍の労力を要するので、修羅の上に載せられた石は幾本かの綱に依り數十百人の手を以て、更にまた斜道の他端に於いては轆轤が使用せられたものと想像せられるのである。斯くて石室の天井石が据置かれた後、石室内部に充填せられた砂土は除去せられ、底床は化粧せられ排水溝は設けられ、最後に美道部の天井石が被はれたであらう。そして前に石室天井石運搬の爲めに設けられた斜道の大部分は、石室を被覆する封土にも役立つのであるから、其の目的の爲に修補せられ、且つ封土全體の築造が行はれたであらう。そして又た封土裾部の貼石外堤及び其石等の工事が繼續せられたであらう。固より其の使用の貼人夫の多少に由つて大なるは相違あるが、少くとも全工事に對して、一日平均二三百人を役しても、なほ一ケ年に近い日子を費したに違ひない。之を仁徳天皇、應神天皇などの御陵の如き、大なる封土を有する前方後圓墳に比較すれば、量的に見れば、勞力は其の十數分の一にも過ぎないけれども、彼にあつては唯だ單純なる土工の集積を主とするに反して、這種巨石墳墓に在つては、器械力の應用と頭腦を要すること多大なる難工事であると云はなければならぬ。

【註】(1)此等に就いては齋藤忠君の「近世初頭に於ける巨石運搬法」(前)

出)及び『明治以前日本土木史』中「巨石の運搬」等諸節に多くの

文献を引用してゐるから、再び之を繰返すことを避けた。

(2) Peet, Rough Stone Monuments and their Builders, p. 7-9 等参照。

(3) 此の傳説は朝鮮英宗十九年に建てられた、灌燭寺事蹟碑に勅せられてゐる。即ち「稽古高麗光宗之十九年己巳、沙梯村女探蕨于盤藥山西北隅、忽聞有童子聲、俄而進見則大石、從地中露出心驚怖之歸言其女母、母即告于本縣、自官覈奏上、遂命百官、會議啓曰、此必作梵相之兆也、令尙醫院遣使八人路數求掌工人、成梵相者、僧慧明應朝廷擢工匠百餘人、始事於庚午、訖功於丙午凡三十七年也、尊像既具欲安道場、遂千餘人並力齊運而先頭至連山地南村二十里、因名其村曰午頭也、慧明雖神相、而方以未立爲慮、適到沙梯有一童子戲造泥上爲三同佛像、即平地而先立其本、積沙土而次立其中、又如足而竟立」云々と。沙梯とは即ち砂土の斜道の類であらう。(朝鮮金石綜覽、下)此の碑の存在に關しては大坂金太郎氏の教示に俟つたことを茲に感謝す

る。(第十八圖)

(4) 喜田博士は『讀史百話』中「大石の運搬」の項に、明治四十一年二月十五日『東京朝日新聞』の記事を引用せられてゐるのは、面白いから左に轉載する。

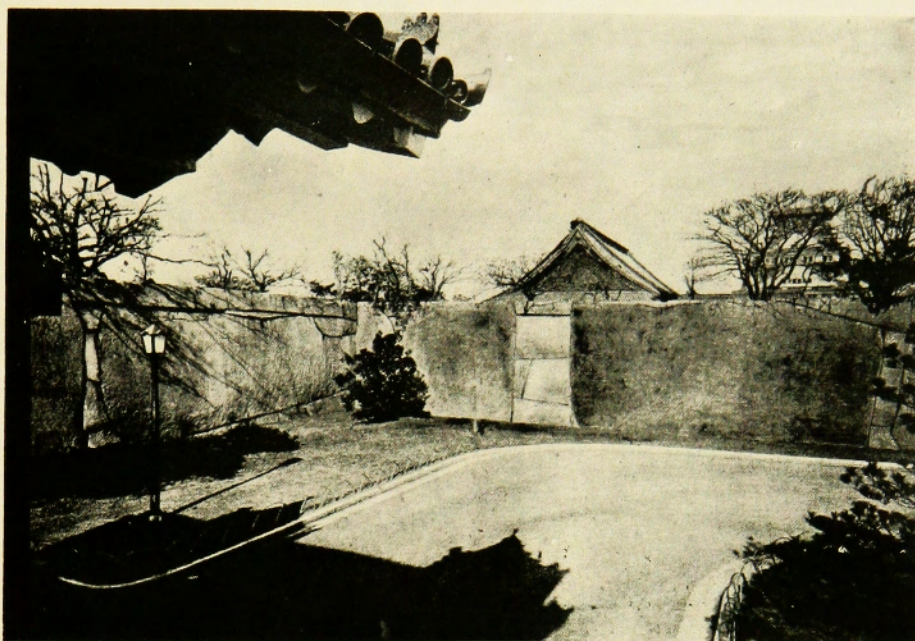
「信州高井郡須坂町、北向山に秀吉護持佛を藏し、福島正則の遺蹟もあればとて、同郡高井村十方正面嶽の十方正面石を引きて碑を建てんとす。石高さ二丈七尺、幅二丈二寸、厚一丈一尺八寸、重量約三萬八千六百貫、一月十日より縣廳貸與の新式機械にて、五日までに樺材二尺五寸角、長さ三丈九尺の轆に載せ、延引三町餘の鐵鎖八口を取りつけ、一口五百五十人宛尙後方に控として鐵をなひ込みたる大繩二口、各百五十人宛、計五千三百人、北高井郡全郡一町十七村の消防夫總出にて、六日より十二日まで七日間にて引き終れり。毎日六百人以上の炊出し人夫を要し幅三十六尺二十八町餘の新道を作れり」云々。

(5) 本冊卷末高橋教授論文參照。

第三節 石舞臺古墳築造の年代

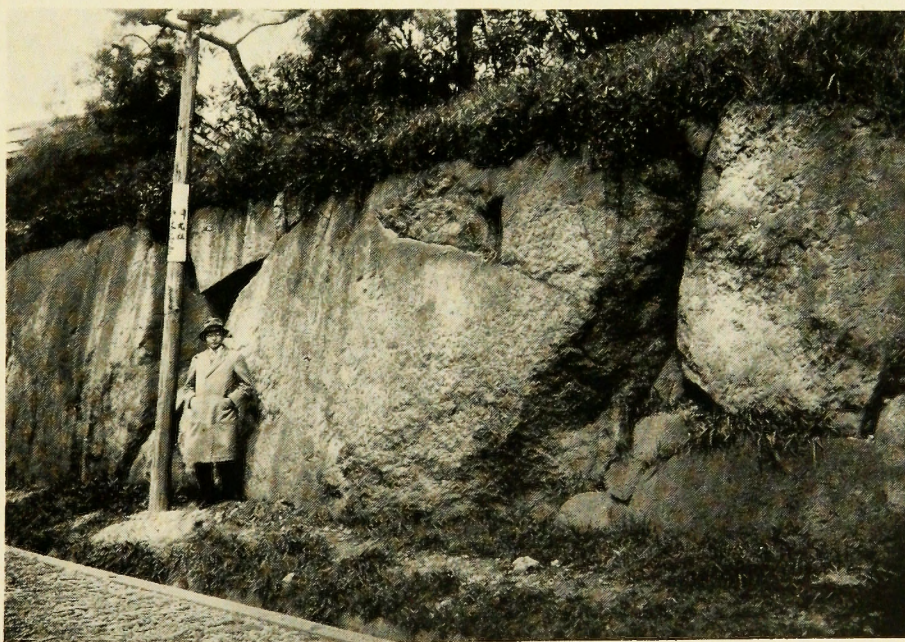
第三に我々は石舞臺古墳の築造せられた年代に就いて考察を進めなければならぬが、之に就いては已に述べた如く、副葬遺物の方面からは年代を確證することが不可能であり、また次節論するが如く、文献等の上から被葬者を決定することも困難であるから、たゞ古墳の様式の研究に俟つべきのみである。即ち本古墳の如き石室、而かも巨石を以て築造せられ

第十九圖 大阪城大手門内巨石石垣



(Fig. 19)

第二十圖 京都方廣寺前巨石石垣



(Fig. 20)

た横口式石室は、何時頃行はれたるものであるか、又た方形の封土を有する古墳は何時頃起つたものであるかの問題が、石舞臺古墳の年代推定の重要な鍵鑰である。

第一の石室の問題、これは近年我國考古學の進歩に由つて、若干の地方的差違や例外を除き、最も古い時代のもは所謂箱式石棺（阿波式石棺）の如きものを單に土中に埋めたものであり、次には墳丘の頂上に比較的淺く小石材を以て細長い石室を築造し、其の中に遺骸を上から垂直に下して納めた後、石室の上を石にて被ふたもので、普通に堅穴式石室と呼んでゐるものが現はれて来る。應神、仁德兩天皇を中心とする前方後圓墳の盛行した時代が、即ち這種堅穴式石室が整美の極に達し、うちに長持型石棺を置いた時代である。（朝鮮では新羅の積石塚の行はれた時代に相當する）。次には石舞臺古墳の如く横に口を開いた横口式石室が發生して來るのであつて、其の内に或は石棺或は木棺を藏置する、是は恐らく支那大陸から朝鮮を経て傳へられた方式であつて、其の本邦に於ける出現は繼體天皇時代頃からであらうと推察せられる。而して大化改新以後は大石を用ゐる石室の工事を禁じ、墳墓造營の制限令を發布せられ、それが實際行はれたか否かは別として、奈良朝に近づくに従つて、石室の大きさも使用の石材も小さくなつてしまつたと信ず可き理由がある。然らば即ち石舞臺古墳の如き大石室の墳墓は、先づ以て繼體天皇前後から孝德天皇頃、即ち西紀六世紀の始めから七世紀の終に至る約二百年に近い間に作られたものとするのが穩當である。併しなから是れ以上なほ細かく時代を限定し得る手段はあるであらうか。

それは第二の方形の封土の問題と關聯する。之に就いても從來當代帝陵の考察等から

方形墳の
二種

して前方後圓墳は敏達天皇頃に終り、用明天皇、推古天皇の御陵をはじめ天智天皇の御陵の方形であることからして、支那の影響によつて西紀七世紀頃に行はれたものとするのが通説である。²⁾ 併し我國の方形墳は必しも、此の頃にのみ見るばかりでなく、實は其の以前にも前方後圓墳と相並行して存在してゐることは否定出来ない。例へば日向西都原の女狹穗塚(前方後圓)の陪塚第二百十號墳、播磨壇場山側の一古墳、出雲荒島古墳、其他應神天皇、仲姫皇后御陵の附近に存在する陪塚に見るが如きものがそれである。たゞ此等の古い方の方形墳には横口式石室はなく、又た封土の各邊は必しも方位に正面しないのは横口式石室を有する方形墳が原則的に方位に順つてゐるのと、其の趣を異にしてゐるのである。併し我が石舞臺古墳の方形封土の各邊が方位に面し而かも南方に口を開いた横口式石室を有する點から見て、古い方の方形墳には屬せず飛鳥朝頃に行はれたと考へられる新しい方の方形墳の範疇に入る可きものたることに異論はない。³⁾ 茲に於いて石舞臺古墳の年代は西紀六世紀の末葉から七世紀の後半に至る一百年位の間に限定し得ることとなるのである。而かも孝德天皇の墳墓制限令が嚴格に行はれたと假定すれば、更に縮少して六世紀の末葉から七世紀の中葉に至る約半世紀間位の間に限定せられることになる。

要之、我々は石舞臺古墳の築造を而かく短かい年代に限定するよりも、寧ろ漠然と西紀六七世紀頃として置くに若くはないのである。たゞ茲に不思議なことは、石舞臺の如き巨石を以て築造せられた石室が、我國に於いては斯かる歴史時代に入つて見られることであつて、エリオット・スミス教授の如きも、此の事を痛く不思議とされたのであつた。即ち歐洲な

石舞臺年
代の歸結

歐洲の巨
石古墳は
古く日本
のは新し

日本の巨
石墳墓の
新しく出
現せる理
由

楯式と楕
式

我國は楯
式を以て
一貫す

どに於ける「ドルメン」其他の巨石記念物は、主ら新石器時代の末から青銅器時代に行はれ、後世に至るに及んで巨石の使用は漸次其の迹を潜めて行つたのであるに反して、我國に於いては寧ろ其の反對に、竪穴式石室の如き古い方の古墳には小形の石を使用し、それよりも後に出現した横口式石室に於いては、我が石舞臺に見るが如く、却つて巨石の使用を多く見るのである。然らば何故に歐洲と日本とに於いて、斯かる反對の現象を生じたのであらうか。想ふに巨大なる石材を墳墓の構造に使用するに至つた主なる理由は、巨大なる石室を構築するには自から巨大なる石材を必要とすることである。即ち楯式 (untel system) の構架に在つては、天井部の石は其の張間 (span) の増大するに従つて、其の厚さも亦た頗る増大す可く、板狀の石材が自然に得られる場合を除き、多くの場合其の石の厚さは、必要以上のものとならざるを得ない (之を薄くするには運搬に要するよりは非常の勞力を要する)。即ち楯式の構造を脱出して、楕式 (arched system) に轉向するに非ざれば、石室の大きを増すに従つて益々巨大なる石材を使用する外はないのである。斯くて歐洲に在つては、楯式の「ドルメン」 (dolmen) はやがて石室古墳 (allée couverte, corridor tomb, Ganggrab) となり、巨石の使用は其の極に達したが、遂には小石材を以て能く大石室を作ることが出来る楕式の構造が起つて來たのである。即ち最初は持出楕式 (corbelling system) のものから、次第に完全なる圓蓋式 (cupola) となつて此の問題が解決せられた。支那に於ける墓室も亦た之と略ぼ同様の發達をなして、漢代の輓墓の出現を見るに至つたのである。然るに之に反して我國は、支那文化を輸入しながらも、遂に輓或は小石材を以て築成する楕式構造は採用せられず、但し小石材を以てする持出

式の構造は若干行はれた。例へば肥後六嘉村の古墳の如きそれである。木材の豊富なる等の理由からして、楣式の構造を以て終始したのである。それが爲め、巨大なる石室を築造するには、自から巨石を用ゐざるを得なかつたのみならず、時代の下るに従つて、富と權力とが増大して偉大なる石室墳墓を造るものが漸く多くなつたので、巨石を使用する傾向が益々盛んとなつたものと見る可きであらう。

記念物性の要求から巨石の使用

勿論他の諸理由からしても、巨石の使用が歓迎せられた場合が尠くなかつたに違ひない。例へば小さな石材を以て事済む場合にも、巨石を使用することは、外觀上に壯嚴を加へ、又た之に要した勞力の多量を誇示する所以ともなり、所謂記念物性(Monumentality)を加へることとなるから、權勢富力あるものは斯かる動機から必要以上の巨石を使用したことであらう。其の最好の實例は近世に於いても、豊臣秀吉が大阪城の石壘、或は方廣寺の石垣の築造に驚く可き巨石を使用せしめた如きはそれである。併しながら斯の如く質的よりも單なる量的の大きさを以て記念物性の發揮を企圖することは、古代に於いて最も顯著であつて、近代になるに従つて、量的よりも質的の優良さを以て其の目的に應ぜしめんとする傾向を生じたのである。石舞臺古墳の築造せられた頃に於いては、一方には安部文珠院の古墳や、越の岩屋山古墳の如く、石室の石材の巨大よりも寧ろ之に精巧なる加工を施したものの現はれてゐるのであるが、一面矢張り量的の巨大記念物性の重要な條件たることを失はなかつたのである。

なほ我々は我國に於いて特に西紀六七世紀頃、即ち飛鳥朝頃に石舞臺の如き巨石墳墓が

飛鳥朝頃に巨石の多く使用せられし理由

現出したことに關して、之を助ける一つの原因があつたことを推察するを禁じ得ないものがある。即ち此の時代に於いて佛寺建築が韓土より我國に輸入せられ、崇峻天皇の元年（西紀五八八）には百濟から佛寺の工匠を送り來り、同年には法興寺が蘇我馬子によつて造られ、推古天皇の元年（五九三）には四天王寺が造られ、同十五年（六〇五）には法隆寺が造られる等大伽藍の造營が頻々として起つたのである。此等の大建築に際して、百濟渡來の工匠と共に大木材の運搬等に必然的に使用せらる可き輓轡その他の工具が輸入せられ、巨材の運搬が頗る容易となつたに違ひない。而して此の材木の運搬と構架の進歩とが石材の方面にも應用せられ、之が富と權力の發達に伴ふ大石室築造の要求と相呼應して、遂に巨石墳墓の築造が盛行するに至つたと推測せられるのである。されば後世工具の進歩發達した時代、而かも富と權力とが之に合致した場合には、一層巨大なる石材の使用をも見ることは我々が考古の大阪城並に方廣寺の石垣に之を見るのであつて、其處には石舞臺のそれに數倍する巨石が、而かも今より四百年前に縦横に用ゐられてゐるのである。

【註】(1) 本邦古代墓制の研究は帝陵を中心として早くから行はれてゐて蒲生君平の『山陵志』の如きは、蓋し其の嚆矢とでも云ふ可きである。次で明治時代に入つては、ゴーランド教授の優れた功績 (W. G. Cowland, 'The Tombs and Burial-Mounds in Japan', 1882) がある。爾後日本考古學の一部として此の研究は繼續せられ、平子尙氏の『本邦墳墓の沿革』（同氏遺著所收）等も公にせられたが、我が上代古墳の形式に堅穴式横口式の二つに大別することを提唱せられたのは、蓋し喜田貞吉博士の『上代の陵墓』

『歴史地理』臨時増刊『皇陵』であらう。此の二形式の先後に就いては其後喜田博士と高橋健自博士との間に、相反する意見の對立を見論戰が行はれたが、『考古學雜誌』『歴史地理』其後大正年間を通じて行はれた支那古鏡を藏せる多數古墳の調査の結果、喜田博士の説かれるが如く堅穴式石室を主體としたものが古く、横口式古墳が後の時代のものであることが立證せられた。此等の過程に就いては梅原未治君の『上代古墳の研究』（『日本民族』所收）を見る可く其他高橋博士『古墳と上代文化』、梅

原「上代墓制の沿革」、『中央史壇』六ノ一、「上代近畿の文化發達に就いて」、『思想』一三、「上代の遺物遺跡と其の文化」、『岩波講座』所收、和田軍一氏「前方後圓墳の出現」、『歴史地理』五四ノ一、「前方後圓墳より方墳へ」(同、五四ノ二)、森本六爾氏「考古學」、『歴史教育講座』所收等に依つて知ることが出来る。

(2) 方形墳の行はれた時代に、之と並列して圓形墳も行はれたことは無論である。聖德太子磯長墓をはじめ、孝德天皇大阪磯長陵の如きは其れである。また舒明天皇忍坂内陵の如きは、急傾斜面に作られた、一種特別の下方上圓墳である。

(3) 方形墳に就いては、用明、推古兩帝陵に由つて、早くから注意せられたが、關係資料を蒐め、稍々纏つた論述を試みたのは、梅原未治君の「丹波國何鹿郡多田の方形墳」(『考古學雜誌』八ノ四)を以て早いものとす可きであらう。其後更に「丹波國南桑田郡篠村の古墳」(同九ノ一)、「播磨壇場山古墳の調査」(『人類學雜誌』三九ノ二)、「備中國都窪郡の二三の古墳に就て」(『歴史地理』一五ノ一)等にて新しい資料を紹介し、遂に古形墳に新古の二類あることを説き、兩者の關係を論じた。之に對して高橋博士は依然古墳時代後半期説を持せられたが(『古墳と上代文化』)、他方和田軍一君「前方後圓より方墳へ」(前出)、淺田芳朗君「方形墳に關する二三の考察」(『考古學』二ノ一)等が、梅原君の説を祖述發展せしめて之が現在に於ける通説をなすに至つた。なほ方墳は從來其の數少しとせられてゐたが、最近田村吉永君の「大和に於ける方形墳」(『大和志』二ノ一)、梅原君「近畿地方古墳の調査」(『日本古文化研究所報告』一)等に新例が次第に報告せ

られて來た。

(4) ビート氏は「ドルメン」と希臘の「トローロス」墳墓とは根本的に異り、後者は穿岩墳墓(rock-cut tomb)から發達したものと云つてゐるが、(Piet, Rough Stone Monuments, p.157)私は「ローリーリング」の構造を中間に置き兩者間の關係の存在を信ずるものである。

(5) 大阪城の石壘には多く巨石を用ゐたことは、普く世人の知る所である。就中大手門入口の大石の一は、横三十五尺七寸高十七尺五寸に達し、其他之に伯仲するものは少くない。又京都方廣寺大佛殿(豐國神社)の石垣は、巨石を大體一列に並べ或者は高さ八九尺、長二間前後に達し、大阪城のそれが著しく加工されてあるのに比して、是は頗る「ドルメン」の巨石的風貌を具へてゐる。方廣寺造立時に於ける巨石運搬の狀は、『太閤記』にも見え、『氏郷記』中大佛普請の事」のうちに蒲生氏郷が近江の三井寺から二間四方の石を運び、之を大門の隅石に用ゐし際の事を面白く記してゐる。『安齋隨筆』(前編十四)「修羅車」の條に、「修羅、引三丈材木也、軍器考に大友が家の事を記せる所に、(中略)橋村長亮が室町殿日記卷二十小天狗篇中大佛殿造營の事を云へる章に、石垣の大石を鹿ヶ谷より引かれたるに、蒲生飛驒守(氏郷)承はりて、六疊敷の大石を引に、三千五百人にて引けりと聞ゆ、楠木松の虹梁をもつて、修羅車を造り、是にのせ、道筋には丸太を敷て、其上にアラメをまかせ、ヌメリをもつてやりける」云々とあり。(第十九圖、第二十圖)なほ『日本土木史』に引ける名古屋城江戸城等に關する記事を參照せよ。

第四節 石舞臺古墳被葬者の問題

蘇我馬子
桃原墓説

石舞臺古墳の築造法を考察し其の年代を推考したる我々は、最後に此の偉大なる墳墓に葬られたる人物は如何なる人であつたかと云ふ問題に逢著せざるを得ない。併しながら、元來古墳の被葬者を明かにすることは、之に關する確實なる文獻、墓誌、墓碑の類の存在するか、或は信據す可き口碑傳説等が存在する場合の外、殆ど全く其の詮索は徒勞に歸するを常とする。然るに本古墳に關しては從來蘇我馬子桃原墓であらうと云ふ推定が、多くの學者に由つて提唱せられてゐるのである。其の論據とする所は『日本書紀』(卷二十二)推古天皇三四年(西紀三六六夏五月の條に、

「丁未、大臣蘇我馬子薨、仍葬于桃原墓。大臣則稻日宿禰之子也。性有武略、亦有辨才、以恭敬三寶家於飛鳥河之傍、乃庭中開小池、仍興小島於池中、故人曰「島大臣」

喜田博士
の所説

とあるに本くのであつて、島、庄村の名は即ち恐らくは支那流の作り庭を設けた馬子の邸から其の名を發し、又た桃原を以て此地となさんとするものである。谷川士清は早く『日本書紀通證』(卷二十七)に「高市郡島庄村有荒墳疑此」と云ひ、的確に石舞臺を斥すか否かの疑はあるが、先づ之を指すものかと思はれる。其後飯田斌郷は『日本書紀通釋』(卷五十四)に、之を引きながら信じ難しと云つてゐるに反して、文學博士喜田貞吉氏は「蘇我馬子桃原墓の推定稀有の大石槨島の庄石舞臺の研究」(『歴史地理』第十九卷第四號)と題し、明治四十五年其の實地を踏査

し文獻を涉獵し、墳墓の形式を論じ、遂に

「而も島大臣の邸宅の地なる島の庄に於て、非常に壯大なる墳墓ありて、而して其の地方に他にかゝる偉大なる墳墓の主人公として擬定す可き程の人物嘗て無かりしとすれば、若し其の墳墓の形式が島大臣時代のものに相當すること確め得る以上は、暫く其の地を以て所謂桃原とし、其の墓を以て馬子の桃原墓なる可しと假定して甚しく不可なきを信ず」云々

と云はれてゐるのである。

馬子邸址
島宮

さて此の説に關して、第一に我々は島庄村が果して蘇我馬子の邸のあつた處であつたか否かを詮議しなければならぬが、之に就いては既に吉田東伍博士が『大日本地名辭書』(明治四十年)にも述べ喜田博士が其の論文中に論ぜられてゐて他の學者も多く之に賛してゐるが如く、私にも別に異論はない。天武天皇の別宮島宮も此の馬子邸址に營まれたものであり、草壁皇太子(岡宮天皇)は此の島宮に薨じ給ひ、『萬葉集』(卷二)には、その時の哀歌十四首ばかりを擧げてゐる。たゞそれが島庄村中の奈邊であるかに就いては『高市村志』の著者島岡芳雄氏は「高市村大字島庄の地で、岡本亭から東へ續いて石葺がある。池は其の字池田附近で飛鳥川から水をひいて瀧を作つた所は、字ナルミ附近であらうと推定せらる」と云つてゐるが、此の石葺に就いては議論もあり、かたゞ今日に於いて斷定することは不可能であつて、要するに石舞臺古墳の西方一帯の地として置くのが穩當であらう。

次に考ふ可きことは、島の宮は島庄村にあつたとしても、桃原の地が果して之と同じ地にあつたか否かの問題は残る。桃原の名は『日本書紀』(卷十四)雄略天皇八年の條に、

桃原の地
は何處

「天皇詔」大伴大連守屋、命東漢直掬、以新漢陶部高貴鞍部堅貴、畫部因斯羅我、錦部定安那錦、譯語卯安那等、遷尾居于上桃原、下桃原、眞神原三所。」

桃原は河
内に非ず
飛鳥の地
なり

と見え、そのうち眞神原は、後に法興寺を起されたる地點なること、『日本書紀』(卷二十二)崇峻天皇元年の條に「壞飛鳥衣縫造祖樹葉之家、始作法興寺、此地名飛鳥眞神原、亦名飛鳥苦田」と見え、飛鳥の地であることに疑ひなく、從つて之と併記せる上桃原、下桃原も亦た附近の土地であつたことを推測するに難くはない。然るに馬子の墓と稱するもの、別に河内國舊石川郡東條にある所からして、桃原を同地方に定めんとする説が、『聖德太子傳曆備考』等に據つて、『和州舊跡幽考』(卷十六)に掲げられてゐるが、是は我々の賛同しかねる所である。併しながら、飛鳥の地にあつたとしても、それが直に石舞臺のある島、庄村であることを立證するものではないことを知らねばならぬ。

翻つて石舞臺古墳の形式が飛鳥朝頃のものとは推考して差支のないことは、我々が既に前節に詳論した所であつて、此の點亦た喜田博士の説と敢て杆格する所はないのである。それ故我々は喜田博士が「其の地方に他に斯かる偉大なる墳墓の主人公として擬定す可き程の人物嘗て無かりしとすれば暫く其の墓を以て馬子の桃原墓なる可しと假定して、甚しく不可なきを信ず」とせられることに必しも異議を挾むのではないが、是は一つの古墳を以て誰人か歴史上特定の人の墓に擬せんと欲する所謂歴史家の態度であつて、我々古墳を主體として研究せんとするものに取つては多少なりとも確證を缺く點があれば、之を以て假説の一として認める程度を超越することは出来ないのである。尤も其の人の墳墓を朝夕邸

内から望見し得る様な近接地に築造することは寧ろ普通ではなく、是は石舞臺古墳を馬子の墓とする説に對する反對の一論據とも見られないではないが、さすれば天武天皇の鳥宮の場合に於いても、その様な墳壟の望見せられる地に宮殿の存在を否定しなければならぬことになるから、鳥宮の地を鳥ノ庄に擬定する限りは、此の反對説を採用することは出来ない。

石舞臺を
天武天皇
の假陵と
する説

石舞臺古墳を以て蘇我馬子の桃原墓と推定せんとする外に、他に有力なる説を聞かないのであるが、『西國三十三所名所圖會』に「傳云天武天皇を假に葬り奉りし古趾なり」との説を掲げてゐることを此處に附記して置く。この傳説なるものは果して徳川時代以前からあつた、古い傳説であるか否かを知らないが、天武天皇は朱鳥元年九月九日、飛鳥淨御原宮に崩じ給ひ、翌月より諸國の民をして大内陵を築かしめ、梓宮を殯に安くこと二年餘、持統天皇二年十一月十一日大内陵に葬り奉つたので、其間の事情は頗る詳細に『日本書紀』（卷二十九、三十）に記されて居る。石舞臺の如き大石室墳を其間に假に作られたとは固より、荒墳を利用せられる如きことも有り得ないのであるから、此の天武天皇假陵説の如きは、全く一顧の價値なきものとする外は、なく所詮我々は若し石舞臺古墳を歴史上の一定の個人の墓に擬定せんとするならば、蘇我馬子の桃原墓とする説を以て最も有力なる假説とする外はないであらう。

【註】(1) 山田孝雄博士『萬葉集講義』(卷二)三一四—五頁參照。

(2) 『萬葉集』卷二に、「日並皇子尊殯宮之時、柿本人麿作歌一首並短歌あり、或本の歌に「鳥宮、勾乃池之、放鳥人目爾戀而池爾

不淋」と見え、又た同じ時「皇子尊宮舍人等慟傷作歌二十三首のうち、鳥宮、上池有、放鳥荒備勿行、君不座十方」橋之、鳥宮爾者、不能鴨、佐田之岡邊爾、侍宿爲爾往」などあり、鳥の宮

の在りし處には橋の惣名あり、また佐田岡その附近に在つたことが分かる。

(3)此の石葬は大和國吉野郡宮瀧に於ける遺蹟と共に、其の性質と

目的に就いて種々の議論があり、之を以て直に宮址の證據とすることが出来ない。

第五節 後

語

我々は上來石舞臺古墳を論述し來つた際に、幾度か之を巨石墳墓と呼び、或は之を巨石記念物と稱したのであるが然らば果して巨石とは如何なる程度の石材を意味し、また巨石記念物なる語に何等かの年代上の制限はあるかと云ふに、巨石記念物(Megalithic monuments)には本來何等年代上の制限はなく、例へば方廣寺の石垣の如きをも稱するに、少しの不都合はないのである。たゞ實際上斯かる巨石の營造物は多く原史時代若しくは先史時代に存在するから、普通それ等の古い記念物を指すことになるのである。又た巨石(megalith)とは全く常識的使用法であつて、其の大きさの範圍は之を限定すること困難である。例へば比較的小さい營造物に比較的大きな石材を用ゐたならば、巨石の觀を與へることになり、同じ大きさの石を更に大きな營造物に用ゐたならば、巨石の感はなくなるのである。要之、小形の石で事足りる場合に、必要以上の大きさの石を用ゐる點に於いて、巨石記念物と稱せられるのである。そしてピート氏は巨石記念物の建造に於いて、少くとも二つの肝要なる法則が認められると云つてゐる。即ち第一の主要なる法則は直立(orthostatic)の石塊、即ち石を其の縁(edge)に於いて直立せしめ、壁の厚さを犠牲として、壁面に最大利用すること、次に之に附隨す

る第二の法則は漆喰を用ゐず、各石材の側面(side)によつて積上げることが擧げてゐる。¹¹ 斯の如きは古代建築に於いて寧ろ普通の事に屬し、獨り巨石建築に於いてのみ見る所ではないが、又同時に巨石建造物に必ず認められる所なることは、否定す可きではなく、我が石舞臺古墳の建造にも亦た此の法則が遵守せられてゐることは云ふ迄もない。若しそれ此等巨石記念物を建造する文化を「巨石文化」(Megathic culture)と呼び、太陽崇拜文化(Heliolitic culture)に接引し、之を以て或る一定の人種の文化となし、又た其の文化が遠く西歐洲から北亞弗利加、印度、極東まで傳播せられたものであらうとするエリオット・スミス氏の文化移動説に就いては、我々は現在に於いてたゞ興味ある學者の想像として取扱ふ外はなく、茲に詳論することを好まない。

巨石文化
傳播説石舞臺石室
他古墳石
室との比
較

それはさて、石舞臺古墳の石室が我國に於ける最も巨大なるものゝ一であることは、今更云ふ迄もないことであるが、石室の大きさを、其の長さに就いてのみ見るならば、石舞臺古墳を凌ぐもの必しも鮮くはない。梅原末治君の調査に由れば、筑前國宗像郡宮地嶽神社内古墳は全長(通羨道)七十二尺、備中國都窪郡三須蝙蝠塚は六十二尺一寸、同國吉備郡箭田大塚は六十二尺八寸、大和國高市郡五條野丸山は八十二尺餘に達すと云はれ、石舞臺の五十八尺を超えてゐる。尤も此等の中には玄室が小さく、羨道の長いものもあるけれども、箭田大塚、三須蝙蝠塚の如きは玄室だけの比較に於いても石舞臺の二十五尺×十一尺を凌いでゐるのである。併しながら石室の偉大感は其の長さよりも寧ろ其の幅の大に由るのであつて、長さ

石室の偉
大感は長
さよりも
幅

巨石の使
用と其の
巧法に於
ては、石の
臺の臺の
非ずとも
に出舞

と高きとは石材を連續して、任意に之を増加することが出来るけれども、石室の幅に至つては中央に柱列を置かない限りは常に其の徑間を一石に由つて渡さなければならぬのである。従つて巨大なる石材の使用を餘儀なくせしむるに至ることは、前に云つた通りであつて、此の點から見ると石室の幅は如何なる古墳に在つても、十一尺前後を以て其の最大限としたらしく、石舞臺の十一尺に對して、蝙蝠塚の十一尺餘、箭田大塚の十尺、攝津豐能郡尊鉢の鉢塚の十一尺餘、山城國京都市太秦古墳の十二尺餘など、皆之と相伯仲してゐる。また他方石室の宏壯感はその高さの大小（これは一石を用ゐずして建造し得るも）に由るものも多し、此の點に於いて石舞臺の十五尺五寸に對して、尊鉢の古墳は十七尺、京都市太秦古墳は十七八尺、肥後大野の岩屋は十八尺を超へてゐるものがあるから、石舞臺を以て必しも最大のものとすることが出来ないが、以上の比較を以ても、石舞臺古墳は最大級のものの一たることを否定することが出来ない。また箇々の石材の大きさに就いては、石舞臺の如く之を裸形の姿で見得る場合は、此等大石室の古墳に於いては其の例が少ないので、比較を試みることは困難である。たゞ太秦古墳の如きは、幸ひ全部露出し、而かも其の石材の巨大さに於いて、をさ／＼石舞臺に劣らないのであるが、其の石材は瘦せたる水成岩であるが爲め、石舞臺のソリッドな丸々とした花崗岩に比べて、若干貧弱な感を與へることを免れない。

併しながら石舞臺の石室の奥壁、側壁、天井などの構造は決して他の古墳の石室の或者に比し、巨石使用の點に於いて一籌を輸する點もあるのである。例へば筑前國宮地嶽の石室や大和越の岩屋山古墳などの如く、一石を並べて側壁を作つてあるのや、他の古墳に往々見

るが如く、奥壁や天井を一石或は殆ど一石を以て大部分を作るものに比ぶれば、壯嚴性に缺くる所があるのみならず、石舞臺の石室の石材は、義道部に於いて可成加工したものを見るに反して、玄室内部に於いては、左程加工したものは少なく、且つ稍々粗略な構架法を示し、奥壁の石は餘り巨大ならず、側壁の石も割合に大きくなく、且つ小石をも混用してゐる。此の點これを越の岩屋山古墳或は安倍文珠院の古墳に見るが如く、精巧に加工せられた石材を、整然と構架し、而かもそれが皆な巨大なる石材であるのに、比^せべて頗る粗略な構架法であると云はねばならぬ。——或はこれに關して、越の岩屋山などは石舞臺に比して時代の下つたものであると云ふ人もあらう。併し、我々は多少は時代の差があるにしても、大體越の岩屋山も石舞臺もほゞ同時代の營造であつて、たゞ墳墓の築造者工人の趣味傾向の相違に本づくものと思ふのである。實際石舞臺古墳などの作られた時代は、石工の技術が切石を精巧に加工することが出来なかつた時代ではないのであるから。——勿論越の岩屋山古墳の如きは我が古墳中にも寧ろ稀有な例であつて、石舞臺の石室は却つて普通の手法である。それと同時に普通以上に構架に意を用ゐた特殊の石室とは云ふことは出来ないのである。

石舞臺古墳の眞價値と其の意義

以上述べた通り我々は石舞臺古墳の石室を以て、日本に於ける最大のものと稱することは出来ぬ。又その構架が特に立派なものとも云ふことは出来ぬ。それはたゞ最大級の石室の一であつて、復原せられたる方形封土の大きさも、固より同じ形式の用明、推古兩帝陵などよりは若干小さいが、其の全部裸形になつてゐる石室は、我々に普通の場合容易に見られない巨石の構架を有りの儘に示し、其の建築の手法の考察に多大な示唆を與ふると同時に、之

が縁となつて幸運にも偶然發見せられた方形封土の貼石と空濠なほ其の上に貼石のある外堤の構造は、本邦の古墳に於いて未だ嘗て知られなかつた特殊の構造であつて、洵に我が考古學上永久に記憶せらる可き重要な知識を寄與するものであることは、我々が石舞臺の古墳に向つて感謝せねばならぬ所である。やがて之が保存の施設完成して、整然たる封土の墓底と外堤とが緑濃き芝生に被はれて、あの紫色の壘々たる巨石の一群の下を飾る日が來るならば、此處を通過する旅人に、今迄とは異つた新なる感興を添へるであらうことを私は信じて疑はない。(昭和一二、四、二一)

【註】(1) The first and most important principle, that on which the whole of the megalithic construction may be said to be based, is the use of the orthostatic block, i. e. the block set up on its edge. It is clear that in this way each block or slab is made to provide the maximum of wall area at the expense of thickness of the wall. The second principle of megalithic architecture was the use of more or less coursed masonry set without mortar, each block lying on its side and not on its edge. It is quite possible that this principle is less ancient in origin than that of the orthostatic slab, for it usually occurs in structures of a more advanced type (Peet, Rough Stone Monuments, pp. 4-5)

(2) 巨石文化傳播説に就いては、Elliot Smith, The Migrations of Early Culture. (Manchester, 1915)—The Evolution of the Rock cut Tomb and the Dolmen (op. cit); W. J. Perry, The Megalithic Culture of Indonesia (Manchester, 1918) 西村貞次博士『文化移動論』(大正十五年)等参照。

(3) 本冊に附載せる梅原未治君「日本古墳巨大石室聚成」等参照。

(4) 石室古墳の全形を暴露した著例は、一昨年二月埼玉縣北埼玉郡太田村大字若小玉字保井に於いて發掘せられたる前方後圓墳の石室の如きを舉げることが出来る。「古墳が語る千年の神秘」(『アサヒグラフ』、第二十四卷十二)参照。

(5) 阿部文珠院古墳石室の天井石は一枚石で、長さ十六七尺幅十四五尺の大きさに達してゐる。



石舞臺古墳第一次保存工事中出土品

昭和十二年六月第一次保存工事中、南方空渚中に若干の遺物を發見した。祝部土器、土師器共に散亂狀態を以て出土し、古墳破壊の迹を示してゐたが、そのうち特に注意すべき三四の品を上に表示する。

(1) 紡錘車

滑石製、細線を以て鋸齒文を刻してゐる、徑一寸一分

(2) 平瓶

祝部土器、胴は扁平橢圓形をなし上方に偏位して口がある。

(3) 竈形

土師器、相當大きなものであつたらしく、現品は炊口の右上方長さ約八寸を遺してゐる。

(4) 釜形

土師器、口縁部の破片に過ぎないが、前記竈と一具をなしたものと思はれる。